

平成 25 年度文部科学省「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく

# 学校評価マニュアル

学校運営・教育活動の向上に向けて



私立専門学校等評価研究機構



## 本書の目的と使い方

平成 25 年 3 月「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の審議を経て策定され、文部科学省から公表されました。

一方、昭和 51 年に発足した専修学校制度は、平成 25 年 8 月 30 日付けで「職業実践専門課程」の認定に関する規程が告示・施行され、職業実践教育機関としての特徴をより明確とした教育機関として新たな段階を迎えています。

職業実践専門課程の認定にあたっては、「学校関係者評価」の実施と結果の公表が要件の一つとなっており、今後、自己評価をはじめとした学校評価を通じた専修学校教育の質保証・向上に関する一層の取組みに期待が寄せられています。

本書は、学校評価を活用した専修学校教育の質の保証・向上を目指す専修学校関係者の皆さんが「学校評価」に取り組むための参考書としてガイドラインに基づき作成いたしました。以下のような作成の趣旨をご理解いただき効果的にご活用ください。

■本書はガイドラインの趣旨に基づいて作成しています。

本書は学校評価の定義・目的・活用、PDCA サイクルとの関連等、ガイドラインの趣旨に沿って学校評価を行うためのポイント、重要な視点に沿って作成しています。

■本書は学校評価を組織的に実施する際必要なツールを提供しております。

本書には、各学校において学校評価を円滑に実施することができるように必要な組織体制、様式・書式・規程（規定）の作成例を提供しています。

■本書は学校評価モデル実施などの実践事例を提供しています。

平成 25 年度文部科学省受託事業「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」の一環で当機構が実施した「モデル評価」及び「研修事業」における成果も活用し、事例等として紹介し、より具体的な内容になっています。

■「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成 25 年 3 月文部科学省策定）と相互に参照しながらご使用ください。

本書は、ガイドラインの内容について理解を深め、具体的に取組むことができるよう作成したものです。相互に参照しながらご活用ください。

平成 26 年 3 月

特定非営利活動法人  
私立専門学校等評価研究機構

## 目 次

I	専修学校の学校評価制度	3
II	学校評価ガイドラインの策定	4
	1 学校評価の定義	
	2 学校評価の目的	
	3 学校評価とPDCA サイクル	
III	ガイドラインに沿った学校評価の進め方	8
	1 基本方針の策定	
	2 学内規程の制定・改正	
	3 自己評価の重要性	
	4 学内評価実施体制の整備	
	5 計画・スケジュールの策定	
	6 評価項目・指標の設定	
	7 重点目標の設定	
	8 外部アンケートの活用	
	9 自己評価報告書の作成・報告書の記述	
	10 確認資料の収集と管理	
	11 自己評価結果の公表	
IV	学校関係者評価の進め方	20
	1 学校関係者評価のガイドライン	
	2 自己評価と学校関係者評価	
	3 学校関係者評価委員会の設置	
	4 学校関係者評価報告書の作成	
	5 学校関係者評価結果の公表	
	6 評価結果の活用	
	7 学校関係者評価の継続	
	8 学校関係者評価の事例紹介	
V	学校関係者評価と第三者評価	33
VI	職業実践専門課程の認定制度と学校評価	34
VII	積極的な情報提供	36
	1 情報提供の内容	
	2 情報提供の方法	
	資料編	39

## I 専修学校の学校評価制度

専修学校の学校評価制度は、平成14年に専修学校設置基準改正において、「自己評価」の実施と公表が努力義務化され、続いて平成19年には学校教育法において義務化されるとともに「学校関係者評価」が努力義務と規定されました。その際、各専修学校の実情に応じた形で学校評価の取組むよう文書通知がありましたが標準的・具体的な項目・評価方法などが示されなかったことから、各学校での取組に全て委ねられていました。

### 自己点検評価・結果公表

#### はじめは努力義務・・・

専修学校設置基準の一部改正

(平成14年3月)

・教育活動等の状況について自己評価の実施、結果公表、第三者による検証

自己評価の項目、評価・分析方法、  
評価の体制、評価の公表方法等は  
具体的には定められていない。

・**積極的な情報提供は義務**

#### 規定の概要

##### (1) 自己評価等(第1条の2)

専修学校は、その教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的及び社会的使命を達成するため、当該専修学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えて行うものとする。

3 専修学校は、第1項の点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

##### (2) 情報の積極的な提供(第1条の3)

専修学校は、当該専修学校における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。



### 学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令施行

(平成19年10月30日)

・自己評価の実施、結果の公表

**義務化**

・学校関係者評価の実施、結果公表

**努力義務化**

・平成20年度末までに実施すること

自己評価の項目、評価・分析方法、  
評価の体制、評価の公表方法等は  
定められていない

#### 規定の概要

##### (1) 自己評価(第66条)

① 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと。(第1項)

② 小学校は、自己評価を行うにあたっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第2項)

##### (2) 学校関係者評価(第67条)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するように努めるものとしたこと。

##### (3) 評価結果の設置者への報告(第68条)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

##### (4) その他

これらの規定は専修学校(第189条)各種学校(第190条)に、それぞれ準用する。

※この規則の施行(平成19年10月30日)に伴い、専修学校設置基準等の自己点検・自己評価及び情報提供に関する規定は削除された。

## Ⅱ 学校評価ガイドラインの策定

平成 24 年 3 月、専修学校の学校評価の実施状況について、文部科学省の委託調査が行われ、自己評価の実施率は 62.2%、結果の公表率は 17.1%、学校関係者評価の実施率 15.6%、結果の公表率は 5.6% という不十分な結果となりました。

一方、本調査結果により、専修学校教育の特徴を活かした学校運営や教育活動等の質の向上を図るためには、学校評価の推進が求められ、その確実な実施には、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確化したガイドラインの早急な策定の必要性も明らかになりました。

平成 24 年 3 月、文部科学省は、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校評価に関する現状、課題及び今後の方向性等について審議を重ね、平成 25 年（2013）3 月、「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定して公表しました。

専修学校の学校評価制度は、既に平成 14 年 3 月に「自己評価」が専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）において努力義務化され、続いて、平成 19 年 10 月学校教育法施行規則改正（平成 19 年文部科学省令第 34 号）により「自己評価」の義務化と「学校関係者評価」の努力義務化が規定されていました。

今回のガイドラインにおいて具体的な実施方法等が初めて明確に示されたことにより、全ての専修学校はガイドラインに基づいて、「学校評価」に取り組むことが求められ、専修学校における学校評価の一層の定着化と実質化が期待されています。

ガイドラインに示された内容の主なものを以下の「ポイント」として整理しました。



### POINT

#### 専修学校における学校評価ガイドラインのポイント

- 1 専修学校における学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の定義
- 2 学校評価の目的と活用の明確化
- 3 PDCA サイクルにおける学校評価の位置づけ
- 4 具体的な評価項目、指標の例示
- 5 学校評価における外部アンケート調査等の取扱い
- 6 学校関係者評価の実施の推奨
- 7 学校評価の実施サイクルの明確化
- 8 評価結果の公表方法の明確化
- 9 第三者評価は継続的な検討課題
- 10 「積極的な教育情報の提供」を目指したガイドラインの策定

## 1 学校評価の定義

ガイドラインでは、実施方法の形態別に学校評価を「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」と整理し、以下のように定義しています。

また、学校評価において、各学校の教育活動等を制度が求める一定の基準の適合性を評価するのみでなく、専修学校が専門分野・課程・規模など、多様な教育機関であること、また、専修学校教育の「実践的な職業教育機関」としての特色を伸ばすため、学校評価活動にあたって、関連する企業等との連携活動の継続性を重要視しています。

### 【評価の定義】

◎自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

◎学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

◎第三者評価：学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした、当該学校から独立した第三者が、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、当該第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価

## 2 学校評価の目的

ガイドラインでは、専修学校が取組む学校評価の視点として、実践的な職業教育機関としての特色に着目し、他の学校種における評価の視点・目的とは異なった視点・目的について、次のように説明しています。

### 【評価の視点】

①関連業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう学校運営の改善と専修学校教育の発展を目指す。

②実践的な職業教育機関として、職業に必要な知識・技能・態度に係る質の保証、目標の達成状況にも着目したアウトカム評価も取り入れる。

③実践的な職業教育機関として、関連業界等との連携により、必要な人材養成の実現を目標として、「教育目標」・「教育方法・内容」・「ガバナンス」を3つの柱とする。

④実践的な職業教育機関として、関連業界等へ学校評価結果の公表・説明を行うとともに学校評価活動への参画を得る。

## 【評価の種類別の目的】

### 自己評価

①各学校が、実践的な職業教育等を行うため、自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校としての組織的・継続的な改善を図る。

### 学校関係者評価

②各学校において、生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等(専修学校と接続する学校の関係者)、保護者・地域住民など学校関係者等により構成する「学校関係者評価委員会等」が、自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果を公表することにより、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専修学校との連携協力による特色ある専修学校づくりを進めること。

## 3 学校評価とPDCA サイクル

ガイドラインでは、教育目標・重点目標達成のために学校運営・教育活動の評価や情報提供を効果的に進め、改善する方法として、目標管理や業務改善等で一般的に用いられているPDCA サイクルを活用するとしています。

PDCA サイクルとは教育目標・重点目標を達成するために計画を立て、その計画に沿って、教育活動等を行い、自己評価・学校関係者評価を経て、必要があれば見直し、改善するしくみです。

### ① PLAN

教育目標を踏まえ、重点目標を設定、目標達成に向けて実施計画・評価計画(評価項目・評価指標の設定・評価時期、評価方法等)を策定し、可能な限り内容を学内外へ周知し、利害関係者等とも共有します。

### ② DO

教職員及びそれぞれの組織の役割分担を明確にした上で、目標達成に向けた学校運営・教育活動を展開していきます。

### ③ CHECK

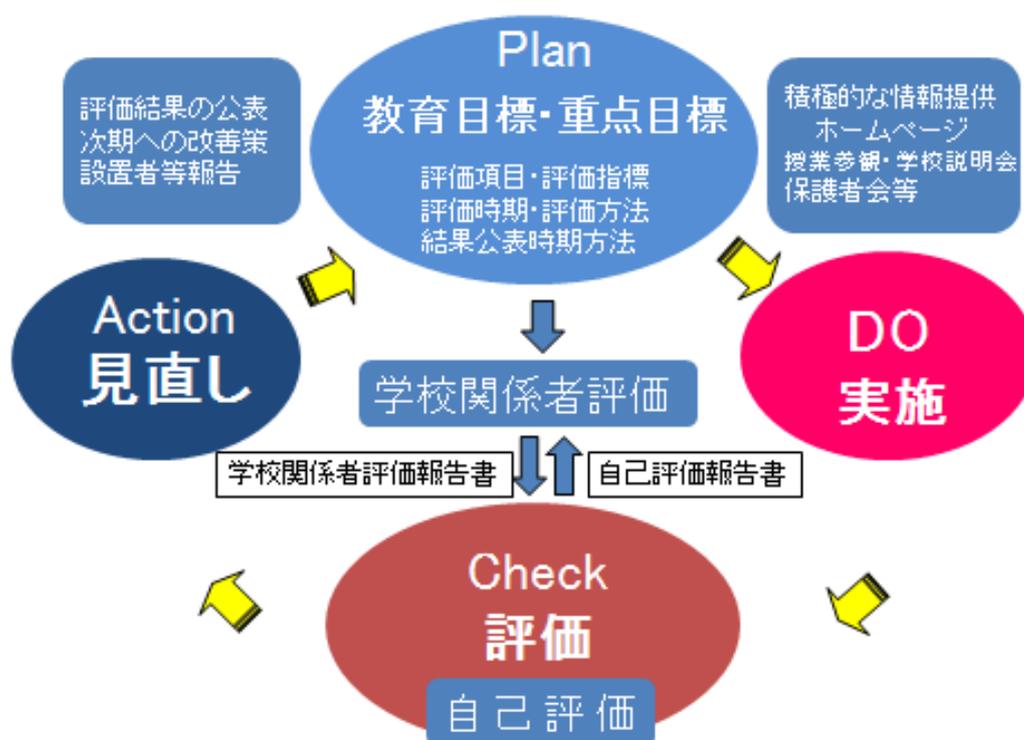
評価項目・指標に基づいて、実施状況について自己評価を行います。自己評価は学内に適宜「自己評価実施委員会」等を設置し組織的に取組むことが必要です。評価結果はPDCAの流れがわかるように報告書にまとめます。→ 「自己評価」

自己評価結果に基づき、学校が選任した委員(卒業生・保護者・企業関係者等)により「学校関係者評価委員会」を設置し、評価を実施し、評価結果、課題の改善に向けた指導・助言をまとめます。→ 「学校関係者評価」

#### ④ ACTION

評価の結果から目標と実績の差異（ギャップ）について原因等を分析し、「学校関係者評価委員会」からの意見、特に学科に関連する企業・団体関係者委員の意見を活用して、改善に要する具体的な方策を定めるとともに次期の目標・計画を策定します。

⑤ 目標達成までの間、きめ細かに進行管理をする中で、必要に応じて中間評価を行い適宜、②DO③CHECK と④ACTION を繰り返すことで、より実効性のある改善への取組となります。



### Ⅲ ガイドラインに沿った学校評価の進め方

#### 1 基本方針の策定

学校が行う評価の実施にあたっては、実施の目的等を明確にする必要があり、次のような基本的な考え方を実施方針として明文化し、内外に周知します。

##### 【「学校評価」実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己評価を行い、学校運営等の課題について、継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。
- 2 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置学科に関連する企業・団体、卒業生、保護者など、学校と密接に関係する者の理解促進を図り、継続した連携協力体制を確保するため、業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者から規程に基づき選任した委員による「学校関係者評価委員会」を設置し「学校関係者評価」を実施する。  
当該委員会の委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組をホームページに掲載し広く社会へ公表する。

#### 2 学内規程の制定・改正

学校評価の実施についてのルールを定めた規程、規則の整備が必要です。学校評価は、基本的に結果を公表することが求められています。

このことから、自己評価、学校関係者評価の実施が組織的に行われていることを学内・学外への説明する必要があります。そのためには、実施のためのルールを規程として明確化することが必要です。

また、学校評価の実施についての学則上の規定は、義務ではありませんが、学校評価が学校運営・教育活動等の改善のために行うことから、学則に規定することにより、組織的な対応として明確化することが望ましいことです。

学則への規定は、学則の改正手続時に行うこととなりますが、規定する内容、及び別の規定との整合性を図って整備することが必要となります。

次に学則の規定例、学校評価実施のための規程例について示しますので、参考の上、学校の事情に応じて整備してください。（例示については、資料編を参照）

### 3 自己評価の重要性

自己評価は、全ての学校評価の基本となる評価です。自己評価を着実に実施することは、それに続く、学校関係者評価、第三者評価を効果的・効率的に行うため重要で、学校としての組織決定を得た自己評価結果によりはじめて、確かな改善活動に繋がります。自己評価への取組みの目安がガイドラインにおいて、次のように説明されています。

#### 【自己評価の実施】

- 校長のリーダーシップの下、教職員が参加して行うこと
- 評価について実施計画を策定すること
- ⇒自己評価を行うためには、「組織体制」と「計画」が不可欠であること

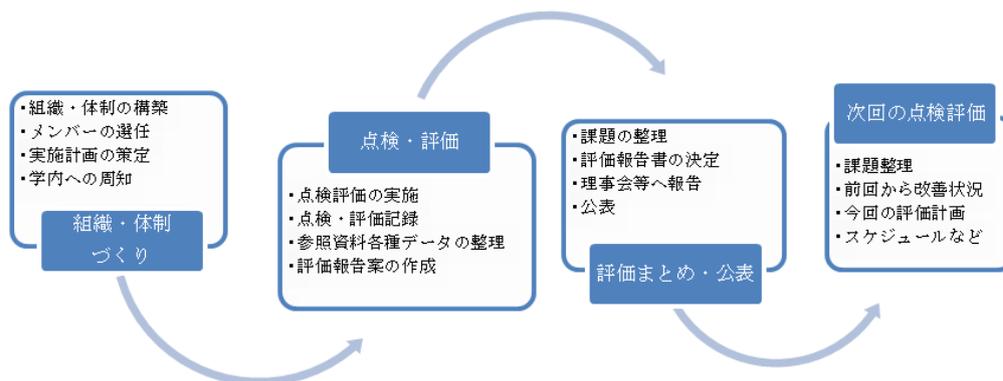
#### 【自己評価の進め方】

- 計画・重点目標を設定して達成状況、取組の適切性を評価すること
- ⇒組織として明確な目標設定が不可欠であること
- 上記に基づいた評価項目・評価指標を設定すること
- ⇒自己評価を行うためには、評価項目・評価指標の設定が不可欠であること

#### 【自己評価を行う時期とサイクル】

- 各学校の事情に応じて学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行う
- 毎年度1回は実施する
- 中間評価を実施し重点目標・評価項目等を見直すとともに学校関係者評価を実施する。

#### 自己評価の流れ



自己評価の実施は、評価体制、評価計画に基づき実施をします。自己評価の実施期間をどれくらい見込むかは、学校の規模や基準項目等の実情によりますが、改善を目的として行う以上、実施結果を学校の年間計画に盛り込むことができるよう時期等を考慮することが必要となります。

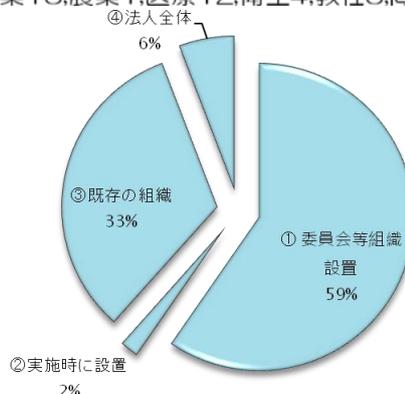
#### 4 学内評価実施体制の整備

学校評価の目的は、継続的、組織的に学校運営等の改善を図ることです。

また、学校運営や教育活動の現状を点検・評価し、結果を公表することは、学校経営の責任者の関与なしに実施することはできません。このことは、学校内に適当な組織体制を整え行うことを示しています。

右は、私立専門学校等評価研究機構が会員に自己評価を行うための組織について調査を行った結果です。委員会など学内組織を設置して行っている割合が既存組織を活用している割合を超えています。どのような組織体制を構築し、実施するかは、それぞれの学校の規模や教職員組織・体制などの実情に合わせ工夫することが必要です。比較的小規模な学校では、既存の組織や臨時的なプロジェクトで取組むこともあります。体制整備で重要なことは、組織の大小にかかわらず、学内組織を挙げて協力体制を確保することが不可欠であるということです。以下に具体的な体制づくりのための方法を整理しましたので参考としてください。

- 自己点検・自己評価実施状況調査結果：機構による調査
- ・調査期間 平成23年10月5日から12月28日
- ・回答校52校 回答率42.9%（会員校121校）
- ・工業13,農業1,医療12,衛生4,教社3,商7,服家2,文教10



#### 【学内における体制づくり】

##### ①組織体制の明確化

- ・学則に規定する。

学則規定例

第〇条 本校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

自己評価の実施及び公表に関して必要な事項は別に定める。

- ・学内規程に目的、組織的な位置付け、役割・分掌を明確にする。

既存組織活用の場合は「組織規程」等に規定を追加する。

委員会を設置する場合は、学則の別の規程(規則・細則等)を制定する。

規程項目例

- ・目的 ・審議事項 ・委員構成 ・委員会の運営 ・委員の任期 ・評価対象・項目
- ・評価の実施 ・評価結果の報告 ・評価結果の活用
- ・設置法人(理事長・理事会等)への報告 ・評価結果の公表 ・学校関係者評価
- ・第三者評価 ・規程の改廃 ・その他

## ②所掌事項・審議事項の明確化

・設置した委員会の担当する業務を明確にする。

- ・基本方針・実施方法の決定 ・実施体制、実施単位 ・評価項目・指標 ・実施方法
- ・実施スケジュール ・評価結果の監修 ・報告書の作成 ・課題の抽出、改善計画
- ・評価結果の内部公表・活用 ・学校関係者評価の実施 ・評価結果の公表 ・その他

## ③委員構成と責任者の明確化

・委員構成

評価は学校運営、教育活動等全般にかかる項目について行うことから委員構成は各ライン組織から選任することが必要である。

○教育部門(学科組織等)、事務部門(事務局組織等)から責任を選任する。

・委員長(責任者) 基本的には校長あるいはそれに相当する職の者が責任者となる。

委員構成規定例

第〇条 委員会は、校長、学科長、事務局長及び校長が指名する委員により構成する。

## ④評価の内部公表と改善の明確化

・評価結果はまず内部に公表し、評価結果から課題を抽出し、改善に活用することも規定する必要があります。

結果の内部公表と活用の規定例

第〇条 自己評価結果は、本校の組織を構成する教職員全体に公表する。

2 各学科、事務局、委員会等は自己評価結果に基づいて必要な改善を図らなければならない。

3 自己評価委員会は毎年度、改善状況の確認を行わなければならない。

## ⑤委員会事務局の業務

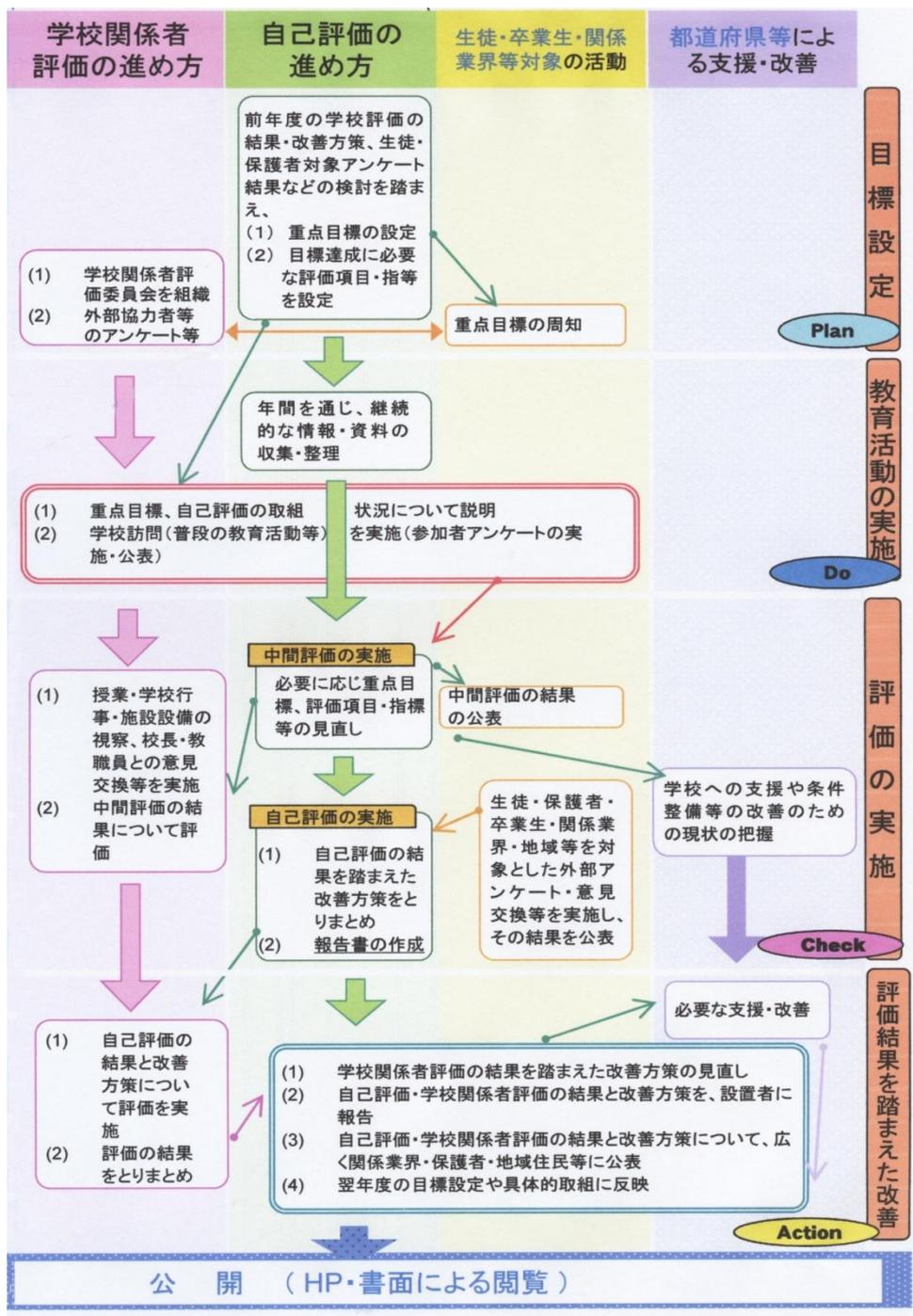
・学校評価を円滑に行うためのポイントは事務局にあります。具体的には次のような業務があります。これらの業務に携わる部署は、教育部門か事務部門かどちらが役割を担うかは、各学校に事情で決定することになりますが、計画内容を含め学内の合意と周知徹底、全校を挙げた協力体制が重要になります。

- ・委員会の準備と審議案の作成  
委員会開催案内・資料作成・実施要領の作成、各部署への依頼
- ・学校関係者評価委員会関係  
委員の選任手続き、資料作成、委員会の開催、運営
- ・評価結果のまとめ  
評価結果の整理、まとめ、報告書の作成
- ・評価結果の公表
- ・次年度の準備

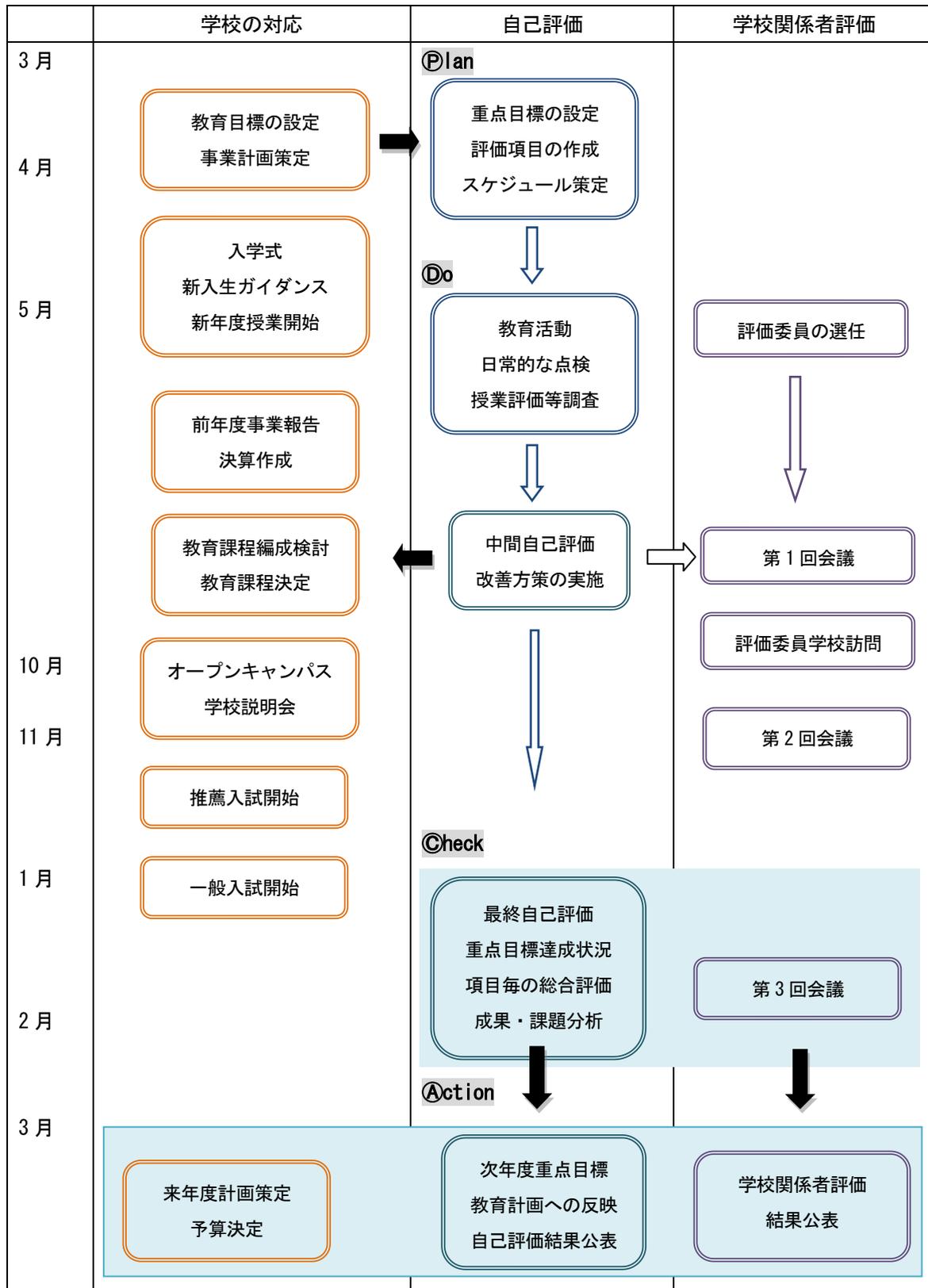
## 5 計画・スケジュールの策定

自己評価を行うための計画とは、主に基本方針と役割分担、スケジュールの策定です。まずガイドラインに示された「進め方についてのイメージ」を参考に標準的なスケジュール案をお示しします。本スケジュール案はあくまでも例示で、各学校で評価結果を有効に活用するためのスケジュールを策定します。

「専修学校における学校評価ガイドライン」文部科学省 19 頁 **学校評価の進め方のイメージ例**



◎ 学校評価の標準的スケジュール



## 6 評価項目・指標の設定

評価項目や評価指標の設定は、学校に任されていますが、基本的な考え方として目的としている学校改善に沿った評価基準項目でなければなりません。また、職業実践的教育を主とする専門学校においては、他の高等教育機関である大学等とは一線を画す評価基準を設ける必要があると考えます。

学校運営、教育活動など全般的な事項について評価を行う場合は、ガイドラインに例示された項目に沿って行うことが合理的であり、もれなく評価を実施することができます。「職業実践専門課程」の認定要件では、ガイドラインで示された評価項目で評価を実施することが求められています。

評価項目の構成は、大項目、中項目、小項目に体系付けて設定すると評価結果を整理しやすく、容易に説明をすることができます。「2 学校運営」を例として説明します。

大項目は学校運営で、中項目に（ ）に示した運営方針、事業計画、運営組織が続きます。中項目には指標となる小項目を設定します。小項目は具体的で「運営方針を定めているか」のように設定します。この小項目はガイドラインの示された指標等を検討する際の視点となる例として巻末に添付してあるので確認してください。

### 【評価項目設定例の概要】

- 1 教育理念（理念、目的、育成人材像）
- 2 学校運営（運営方針、事業計画、運営組織、人事・給与制度、意思決定システム、情報システム）
- 3 教育活動（目標の設定・教育方法・評価等、成績評価・単位認定等、資格・免許取得の指導体制、教員・教員組織）
- 4 学修成果（就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価）
- 5 学生支援（就職等進路、中途退学への対応、学生相談、学生生活、保護者との連携、卒業生・社会人）
- 6 教育環境（施設・設備等、学外実習・インターンシップ等、防災・安全管理）
- 7 学生の募集と受入れ（学生募集活動、入学選考、学納金）
- 8 財務（財務基盤、予算・収支計画、監査、財務情報の公開）
- 9 法令等の遵守（関係法令・設置基準等の遵守、個人情報保護、学校評価、教育情報の公開）
- 10 社会貢献・地域貢献（社会貢献・地域貢献、ボランティア活動）

※このほか必要に応じて「国際交流」の項目を追加します。

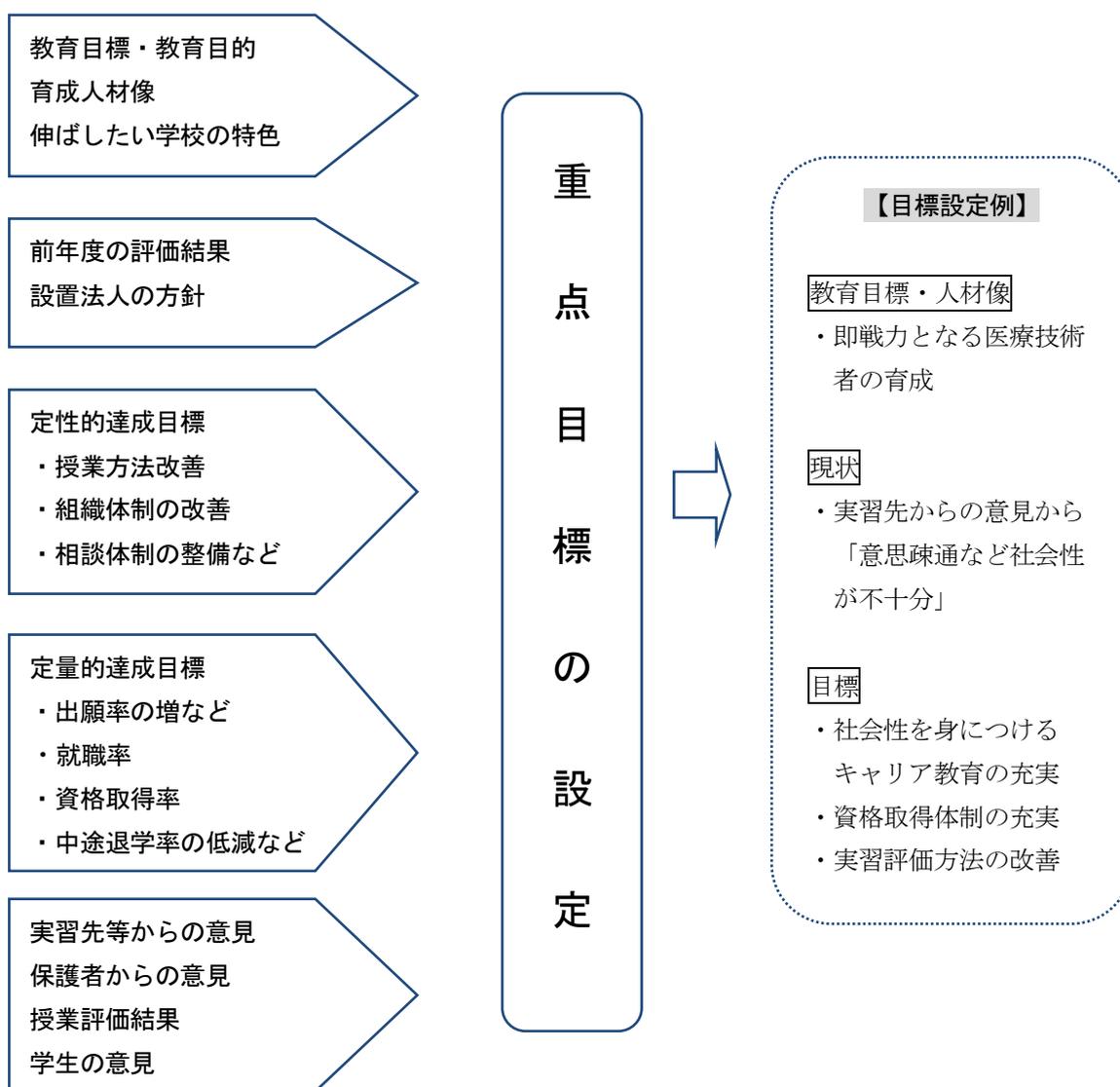
## 7 重点目標の設定

学校の教育活動その他学校運営について PDCA サイクルに基づき継続的に改善するためには、目標を適切に設定することが必要です。重点目標は自己評価の実施に合わせて設定します。

設定の際には学内において、全教職員が意識して取り組むことができるように具体的な目標を設置することが大切です。

重点目標の設定は、前年度の学校評価の結果、改善方策や様々なアンケート結果に基づき、その年度で取り組むべき事項、学校としての強みや特色、解決を目指す課題などから設定します。

重点目標を定めたら、必要な評価項目・指標を定めることとなります。ガイドラインに示された評価項目から適宜、学校の事情に応じて、選択することもできます。



## 8 外部アンケートの活用

授業改善等のために実施する「授業評価アンケート」は、多くの学校に導入されています。結果は様々なかたちで集計・分析され、担当教員にフィードバックされるとともに教員間で共有され、授業改善や学生の習熟度を測るために有効に活用されています。アンケート調査結果をホームページで積極的に公表している学校もあります。

また、授業内容ばかりでなく、教育環境改善や学修内容の効果・成果を図るためのアンケート調査が生徒・学生・卒業生・保護者等に行われ、施設改善などに活用されています。

関係する企業・団体等に対して、設置学科の育成人材像の把握、就業するために必要な技術や技能の範囲についての調査もヒアリング等の方法で行われています。これらの結果を教育課程の編成、授業方法等に生かしています。

しかし、これらのアンケート調査等の実施のみをもって「学校関係者評価」などの外部評価を実施したことにはなりません。

ガイドラインにおいても「外部アンケートをもって学校関係者評価など外部評価を実施したということにはならない。」と明確にしています。

外部アンケート調査は、それぞれの目的に沿って、対象・範囲などを明確にし、例えば複数年にわたり行い推移を分析するなど継続的に行うことにより教育活動等の策定や具体的な施策に生かすことができる重要な資料です。また、重点目標を定める場合にも必要になります。

こうした調査結果は、学校評価を行う上で事実関係を証明・説明する貴重な資料であり、体系的に整理し保管します。

### POINT

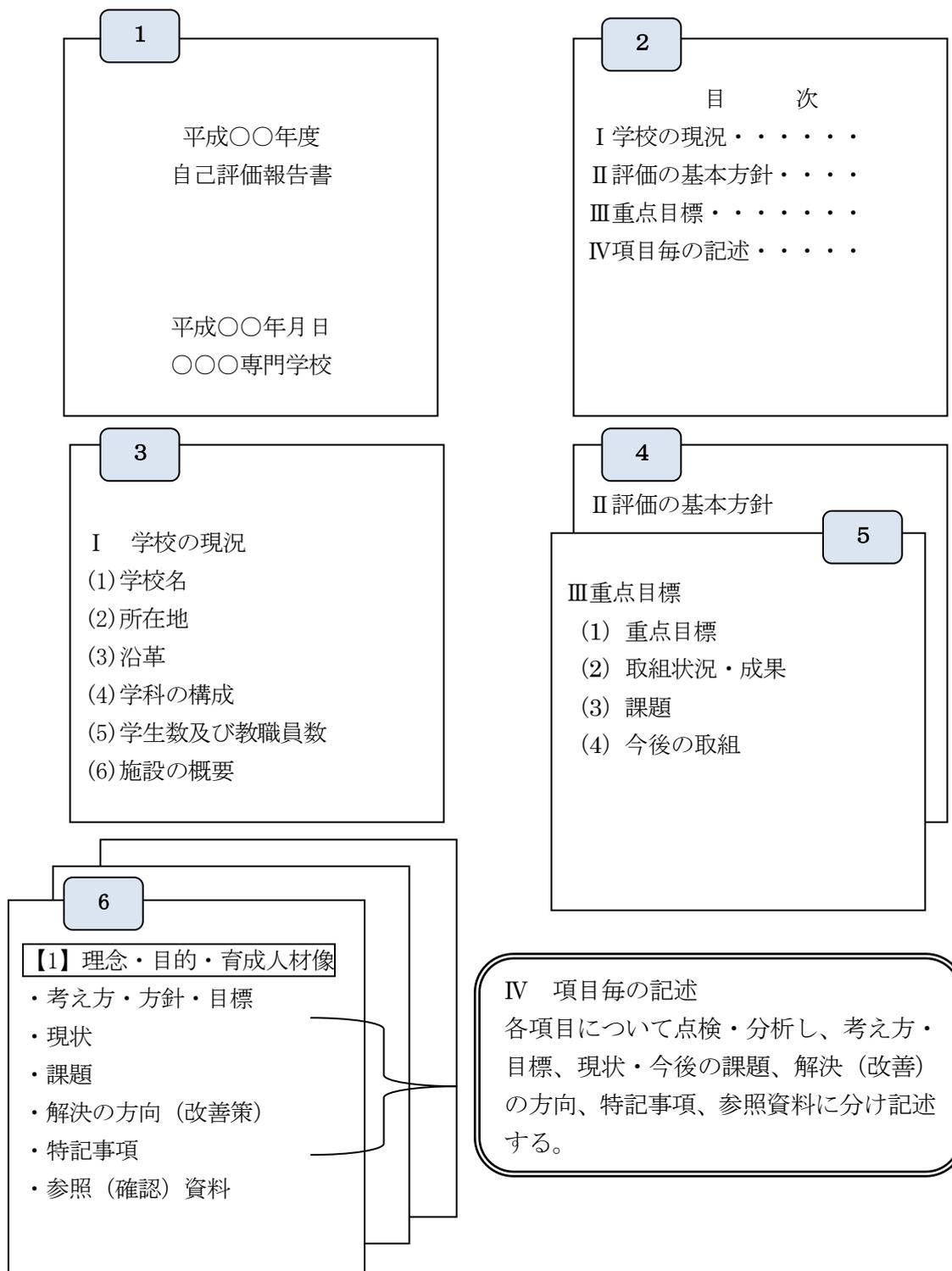
#### 【学校評価は組織全体で！】

- ☆ 保護者や志願者には公表しているが、教職員に周知徹底されていないということはありませんか？
- ☆ 自己評価が特定の教職員のみで行われていませんか？
- ☆ 自己評価が特定の教職員だけの負担になっていませんか？
- ☆ 「報告書」をつくることのみが目的化されていませんか？
- ★ 自己評価は組織・体制づくりがポイントです！
- ★ 自己評価の実施と結果公表は改善が目的で、全ての学校の義務です！

## 9 自己評価報告書の作成・報告書の記述

### (1) 自己評価報告書の構成

自己評価の結果は「自己評価報告書」として取りまとめます。以下に構成例を示します。評価報告書は、学校の現況、評価方針、重点目標、項目毎の記述の順にまとめます。項目毎の記述を含め表形式に取りまとめる方法もあります。



## (2) 自己評価報告書の記述

様式各欄の記述について、記述の順に沿って説明します。自己評価報告書は、学校運営等の課題を発見し、改善に向けた取組みを記述することから、学校の負の部分公表することになるのではと消極的になる傾向がありますが、今日の社会では、自らの課題を発見し、改善のサイクルを回し適切にマネジメントできる学校・団体が評価されます。

また、自己評価報告書は学校の特徴ある教育活動への取組をアピールする機会でもあります。自己評価報告書を読むことにより、その学校の学校運営、教育活動等がよく理解され、いかに共感を得ることができるかが重要なポイントです。

### ①学校の現状

学校の名称、所在地、沿革、学科構成、学生数、教職員数、施設の概要などを簡潔に記述します。施設配置図、教員一覧表、組織図など資料の作り方にも工夫が必要です。

### ②重点目標

年度当初に掲げた重点目標への取組状況、成果、課題、今後の取組について記述します。重点目標は、掲げる項目を学校として決定するプロセスが重要です。

### ③評価項目毎の記述

項目ごとの評価結果を記述します。

#### ○「考え方・方針・目標」

項目の内容に対する学校の考え方・方針・目標を簡潔に記述します。この部分は評価項目の指標となる部分であることから目標の設定の要素もある記述となります。また、理念・教育目標などの項目であれば、基本的な考え方となります。項目に沿って的確な内容になるようにすることが必要です。

#### ○「現状」

学校の考え方・方針・目標に基づいて、現状がどのようになっているか、どのように取組んでいるか、活動内容を具体的に簡潔に解りやすく記述します。箇条書きで整理しても構いません。ここでは、抽象的な表現を避け、目標の達成状況を反映させるなど具体的な記述が何よりも重要です。記述が具体的でない事例として「多くの成果をあげ、高い評価を受けている。」、「理念、目的は教職員に周知され、広く公表されている。」、「満足度が高い。」「授業評価結果を踏まえて改善を行っている。」などがあります。

#### ○「課題と解決方向」

取組や活動内容の現状を方針・目標等に沿って検証し、達成されていない原因、問題点と解決の方向や取組、改善方策について記述します。いつ、だれが、どこまで取組むのか。実施する時期や組織体制を明確にすることで具体的な取組む姿勢が明確になります。

## 10 確認資料の収集と管理

具体的な取組内容を確認するための参照資料を記述します。参照資料は、記述を確認し、学校運営、教育活動等を裏付けるものとして非常に重要なものです。参照資料は、迅速に参照できるよう、例えば番号・記号等を付すことによって資料集として整理をします。

参照資料は学則をはじめ、規程類や学校案内などの刊行物もありますが、自己評価を実施する過程で現状の分析等をするため、就職率、資格取得率など、関連データ、関連資料も必要になります。データ、推移表、名簿などは、現状を的確に示すものでないと資料価値がありません。常に更新しておくことが重要です。

参照資料は個人情報を含むものもあり、取扱いには、十分注意が必要です。公表の際に区別できるよう「公表」、「非公表」の表示も必要です。

## 11 自己評価結果の公表

自己評価結果は、公表することが法令上義務付けられています。自己評価を実施していますと言っても結果を公表しなければ説明責任を果たしたことになります。これまで公表方法等についての具体的なことは示されてきませんでした。ガイドラインでは、ホームページ上への掲載など広く社会全体に公表することを求めています。

### ①公表する内容

自己評価の結果の公表については、学校が任意に公表内容を定めて公表することになりますが、評価は学校改善を目的に実施することから、今後の改善方策も併せて公表することが説得力ある評価結果となります。本書で紹介した「自己評価報告書」は、改善方策の記述も含まれていますので、本書を公表することは評価結果の公表の要件を十分満たしていると言えます。また、公表する場合は、一般に十分理解できる内容、表現であることが重要です。そのためには、組織図、体系図、規程や実績データなどを補足資料として評価報告書に添付するなど、解りやすく、共感を得られるような工夫も重要です。

### ②公表の方法

公表の方法は、任意ですが、広く社会に公表することがガイドラインで示されていますので一般的には以下のような方法が考えられます。

○学校のホームページ上で公開する。積極的な公開方法です。PDF ファイル形式で公開しダウンロードできるようにするのが一般的です。しかし、ホームページでの公表は、不特定多数への公表になることから、影響が大きく、個人情報など掲載内容には十分留意することが必要です。

○冊子等印刷物を作成して、学内及び関係者(保護者、志願者など)に配布する。この場合でも、配布対象者以外の希望者に対して配布する準備を行い、そのことを告知する配慮も必要です。

## IV 学校関係者評価の進め方

### 1 学校関係者評価のガイドライン

「自己評価」の実施・公表、結果の活用と説明してきました。専修学校の学校評価制度には自己評価のみでなく、自己評価結果を客観的に検証する仕組みとして「学校関係者評価」について、法的には努力義務ではありますが、その実施と結果の公表について規定されています。ガイドラインでは自己評価結果の客観性・透明性を担保するため、学校関係者評価への取組を推奨しています。

専修学校における学校関係者評価の実施についてガイドラインでは、目的、学校関係者の選任、委員会の設置等の体制整備、学校運営等に対する助言への期待、結果の活用について、次のように説明しています。

また、外部アンケートのみの実施で学校関係者評価を行ったとすることは適当ではないとして、改めて総合的な学校関係者評価の実施を求めています。

#### 【目的】

- ①自己評価結果の客観性・透明性を高める。
- ②専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図る。

#### 【評価のポイント】

- ・自己評価結果の内容が適切か
- ・自己評価結果を踏まえた今後の改善方策が適切か
- ・学校の重点目標や評価項目等が適切か
- ・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切か

#### 【評価結果の公表・活用】

- ・学校関係者評価委員会等はその評価結果や今後の改善策等についてとりまとめ、広く公表する。学校は評価結果を改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や学校運営や教育活動などについて具体的に改善を図る。

#### 【実施体制】

学校と直接関係のある学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は、学校規模に見合った体制を整備し、評価を行う次のような「学校関係者」を選任する。

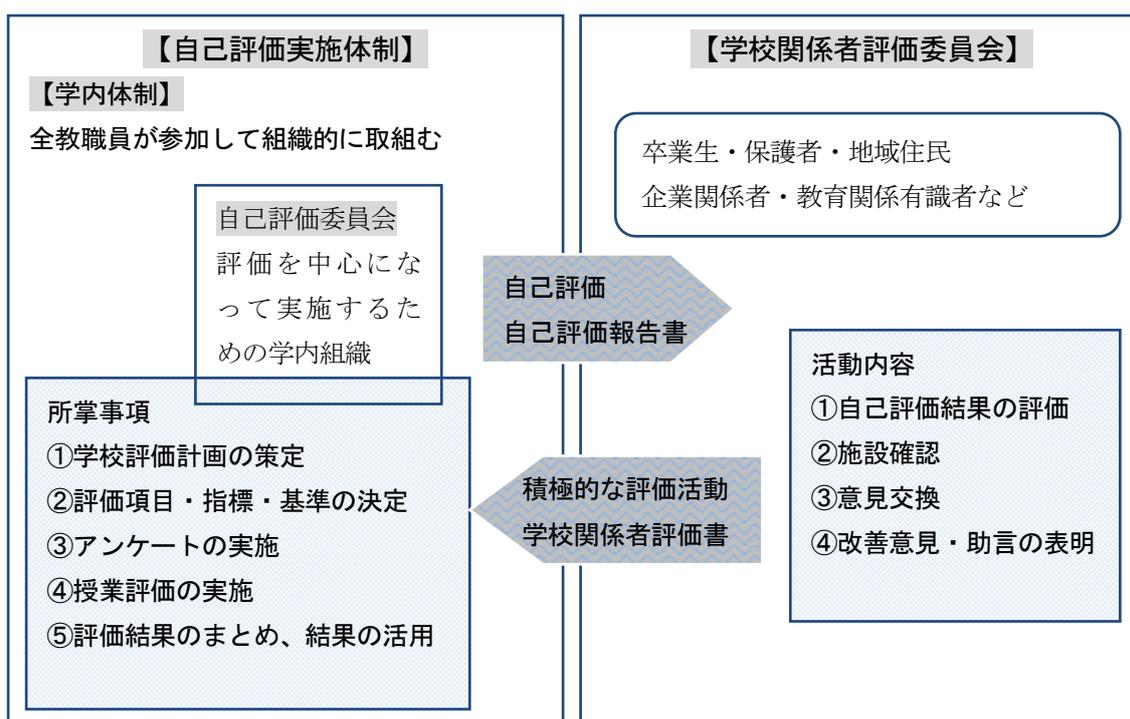
- ・学校の専門分野における業界関係者（就職先企業、施設等の実習先、分野別業界団体）
  - ・卒業生（同窓会関係者、卒後一定のキャリアを持った人）
  - ・保護者・地域住民
  - ・中学校、高等学校の校長、進路指導担当者（当該専修学校と接続している教育機関）
  - ・学校運営に関する専門家（学校マネジメント、財務等の専門家）
  - ・地方公共団体の関係者（所轄庁、教育委員会、関係部局）・第三者評価機関の評価者
- ※評価者、学校関係者のための研修機会の提供・充実が必要

## 2 自己評価と学校関係者評価

学校関係者評価には、学校が策定した重点目標、計画の実施についての自己評価結果、評価結果に基づく今後の取組方針などについて、学校が選任した学校関係者委員へ説明し、「学校関係者」自らが学校見学や教職員・生徒やステークホルダーとなる関係業界・卒業生と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行うことが期待されています。

具体的には、各種資料の検証、諸活動の観察等を通じて自己評価結果、改善方策について評価するとともに学校改善を図る観点から、例えば運営改善のための専門的助言を行うことが期待されています。

### 自己評価と学校関係者評価の組織体系



### 3 学校関係者評価委員会の設置

次に学校関係者評価を実施するために、学校と直接関係のある、外部の委員を選任し評価者とする「学校関係者評価委員会」を設置・組織します。委員会設置は、義務づけではありませんが、学校規模に見合った体制として、懇談会など委員会に準ずる会議体の設置が必要です。

#### (1) 評価活動の準備としての検討事項

学校が取組む、特に重点目標に対して、企業関係者など誰から意見を聞きたいのか検討

- ①教育課程・教育方法等を評価してほしい。
- ②卒業後の進路指導を評価してほしい。
- ③広報・募集活動を評価してほしい。

↓

専修学校では専攻分野に応じた委員の選任が必要です。

必要な意見等が得られ、バランスよい審議を行うために必要な人数(属性)を検討

- ①委員数が多い場合は多様な意見を聞くことができるという利点はあるが、限られた時間で発言できない場合も考えられる。
- ②少人数の場合は充実した審議が期待できるが偏った視点での議論になる危険性がある。

↓

10人以内がまとまりやすいが、専攻分野等も考慮して決めます。

評価活動のサイクル、改善への視点を考慮すると評価委員の任期は何年が良いのか検討

- ①1年限りの任期であると継続した評価ができない。また、毎年、委員の選任が必要になる。
- ②任期が長くなると学校への理解が深まるが、緊張感や改善意欲が互いに希薄になる。

↓

通常任期は2から3年程度が適当であるが、一斉に変わるのが良いかどうかは検討を要します。但し、学科構成により、専攻分野が変わる可能性があることから選任区分別に設定することも必要です。

## (2) 委員の構成・選任

ガイドラインでは、委員構成は、評価内容の重点化を行うことにより、学校にとって必要な助言が得られる方を委員として選任することとあります。具体的には、学校が設置している学科の教育目標・育成人材像に即した専門分野に知見がある評価者の選任が必要です。

### 学校関係者評価委員の選任例

- ・人数 10人以内：会議運営、専門分野の範囲、有識者の範囲を考慮して決定
- ・任期 複数年度：評価継続性、長期化による形骸化等を考慮し2から3年程度
- ・委員構成 評価の範囲、また、客観性・透明性を高める観点で属性が偏らずバランスよく選任区分を決定する。
- ・委員候補  
専門分野委員：関連企業・機関・施設（就職実績が多い団体等）、職能団体等関連団体からの推薦による委員、第三者評価委員経験者、財務関係有識者、  
有識者委員：専修学校教育及び学校制度に関する識者、第三者評価委員経験者、  
その他：保護者、卒業生、中学校・高等学校の校長、進路指導担当教員等

## (3) 委員就任依頼及び委嘱手続

委員の構成がきまったら、選任区分に応じて候補者を選任して、委嘱依頼を行います。委員は基本的に外部者ですので依頼の際には留意すべき次のような事項があります。

- ①評価委員に伝える事項をあらかじめ整理する。
- ②学校評価の趣旨を説明し理解を得る。委員に期待する内容について詳細に、丁寧に、明確に伝える。
- ③依頼の内容をよく整理して、負担感が起きないように工夫する。
- ④原則として、対面で依頼する。

### 評価委員への依頼資料

- 1 委嘱についての依頼文書(団体へ推薦依頼をする場合は推薦依頼文書)
- 2 本人の承諾書様式、団体等の承諾書様式
- 3 学校の概要・計画・行事予定など
- 4 学校関係者評価委員会の活動内容と委員の業務内容
- 5 学校関係者評価の結果の活用の考え方
- 6 結果公表の考え方、公表方法
- 7 委員の氏名・所属の公表の有無
- 8 個人情報・守秘義務の取扱い規程の遵守

#### (4) 学校関係者評価委員会の開催

##### ① 開催日程調整・会場確保

評価委員の就任承諾が得られたら、開催日程の調整を行います。時間帯も含めて出席可能な日時について委員全員の確認と学校側の日程を調整します。学校関係者評価委員会の全体のスケジュールを決めて、開催回数に応じて日程をあらかじめ決めておくと、円滑に会議運営ができます。

日程の調整後、開催日時について、各委員へ漏らさず連絡することが大切です。会場は学校行事等の関係もありますが、学内で実施をすることにより、時間に余裕があれば、授業見学等の実施も可能で、学校についての理解を深めることになります。

##### ② 開催通知

あらかじめ日程は連絡していても、正式な案内通知が必要です。原則として1月前には開催案内を行います。案内には日時・場所に加えて、議題の概要についても記述します。会議は限られた時間で行いますので、円滑に運営するためには、資料を事前に配付して目を通していただくことが大切です。

##### ③ 会議運営

会議運営では、学校評価に関する学校側の方針・意向を十分説明し、理解を得ることが大切です。そのためには以下の事項に留意して会議を進行していきます。

###### ◎会議の進行は誰が

委員の中で進行役として委員長を決めて行うことは、委員主体の委員会として参画意識を高め、活発な審議が期待されます。委員会において互選ということになりますが、あらかじめ学校で教育関係の有識者委員等をお願いする方法もあります。

委員の中からお願いすることが難しい場合は、校長など管理職の教職員が行いますが、その際は、委員からの意見を優先に進行することが大切です。

###### ◎形式的な議論ではなく

学校関係者評価委員会は、自己評価結果を基本に学校改善に対する率直な意見集約の場です。形式的な議論ではなく、具体的な改善意見を引出す工夫が必要です。そのためには、委員会の目的、学校運営、教育活動の状況、自己評価結果のポイントを簡潔に、分かりやすく説明することが重要です。

###### ◎的確な評価を実施するために

学校関係者評価は、結果を改善につなげるのが目的です。学校のランク付けや教職員個々の評価を行うものではありません。

また、専門的な意見を聞くのみの場でもありません。委員の委嘱依頼時にも十分説明を行います。学校と委員の間で、理解にずれが生じないように、会議冒頭、再度確認することが必要です。

###### ◎教職員との幅広い意見交換の場に

会議には校長、管理職の教職員が出席して、説明や質疑に応じることとなりますが、施設見学等の場など可能な範囲で教職員との積極的な意見交換の場が必要です。

#### ④ 会議資料の作成

学校関係者評価は、学校運営、教育活動等への改善意見を求め、今後の学校づくりへの助言や指導を受けることとともに自己評価の結果の客観性・透明性を高めることが目的ですから、まず、自己評価結果を率直に伝えることが重要です。

但し自己評価結果に関する資料は分量も多くなりがちです。そこで、評価項目毎に簡潔にまとめた資料の作成が必要になります。また、事前に配付して目を通してもらうことが必要です。

#### 資料作成・会議記録のポイント

◎評価項目毎に、PDCAの流れがわかるようにまとめた自己評価結果を事前に委員に提供します。

◎委員会において説明する資料は、基本的な項目毎に、簡潔にまとめた資料を用意します。作成にあたっては、内容は特に学校として意見を求めたい事項を明確にした形で用意します。

◎会議の記録は議事録として作成し、内容を出席委員と確認し共有します。また、会議録の概要を作成し、学生・保護者・関係企業等に公開すればより理解が深まります。

#### 【第1回目の会議次第の例】

①開会・資料確認

②校長あいさつ

③出席教職員の紹介

④評価委員の自己紹介

学校との関係、期待することなど、事前に具体的なコメントをお願いしますと伝える。

⑤学校関係者評価の目的・評価委員会への期待、評価の進め方の説明

⑥学校概要・計画・特徴ある教育活動の説明

⑦学校評価で取り上げてほしい重点目標を中心に自己評価結果について説明

⑧⑤から⑦について不明点など質疑

⑨討議

⑩今後の予定

⑪別途設ける場合でも時間に余裕があれば、適宜、施設見学・授業見学を実施

## (5) 学校施設の見学・意見交換

### ① 施設見学

学校関係者評価では、会議での審議のほかに「学校施設の見学」、「意見交換」の実施が重要です。学内を見ないで、また、学校側と教員との意思疎通も行わないところでの学校関係者評価結果での改善意見では、説得力に欠けます。

特に、学校が特徴として挙げる施設・設備、また、改善計画に挙がっている施設・設備について、実際に見学することにより自己評価結果の客観性、透明性がより高くなります。

授業見学では、特に、専修学校教育の特徴として挙げられる職業実践教育における実習風景など、教育目標や育成人材像が具体的に確認できます。専攻分野との関連委員には必ず、授業・実習見学を実施して、可能ならば学生へのインタビュー、意見交換など加えれば、よりよい評価が実施できます。施設・設備見学の際は、写真を記録として保存しておけば評価結果公表などに活用できます。

### ② 意見交換

教職員との意見交換も重要です。自己評価は学校全体を網羅した評価結果ですが、より多くの教職員と意見交換を行うことによって、教育活動の特徴や課題が明確になります。意見交換の場は、学校にとって、評価委員それぞれの経験を通した具体的な助言を得ることができる有効な機会です。



#### POINT

#### 【施設見学のポイント】

##### ①見るべきポイントを整理する

専修学校は特徴ある教育活動を行っているため、目移りして、肝心なところを見逃すことがあります。自己評価結果で取上げた施設・設備を見逃さないよう案内側として十分注意が必要です。

##### ②授業風景などはできるだけ複数見学

授業・実習など複数の状況を見学することで本来の姿が見えてきます。一部分だけで判断することのないよう、複数の教室、多くの学生を見てもらうことが大切です。

##### ③学生の様子、教員とのやりとり

見学中の教員と学生のやり取りから普段の指導が見えてきます。

##### ④施設・設備の状況

特徴のある施設ばかりでなく、改善の必要な施設も見てもらいましょう。

##### ⑤掲示物・就職センターなど

課外活動、就職指導など教育活動の様々な部分がわかります。

##### ⑥教員室などでは個人情報に十分注意することが重要です。

⑦委員に随時の学校訪問を依頼して、いつでも学校訪問を受入れる体制をとりましょう。日常の教育活動を見学することは、委員からの確かなアドバイスを得るために重要なことです。

## 4 学校関係者評価報告書の作成

### (1) 評価シートの作成・活用

評価項目毎に評価シートを作成し、各評価委員に記入を依頼します。評価シートは、自己評価結果を、評価項目毎に整理したもので、自己評価結果とともに事前に配付します。

「学校関係者評価委員会」において、当該シートは、評価項目毎の学校の取組の説明と各委員が意見を覚書きとしてメモするために使用します。評価委員はそれぞれの専門分野がありますので、全て記入して提出することを求めることよりむしろ審議を円滑に進めるため活用するもので、必要に応じて部分的に提出を依頼します。

#### 【学校関係者評価委員・評価シート作成例】

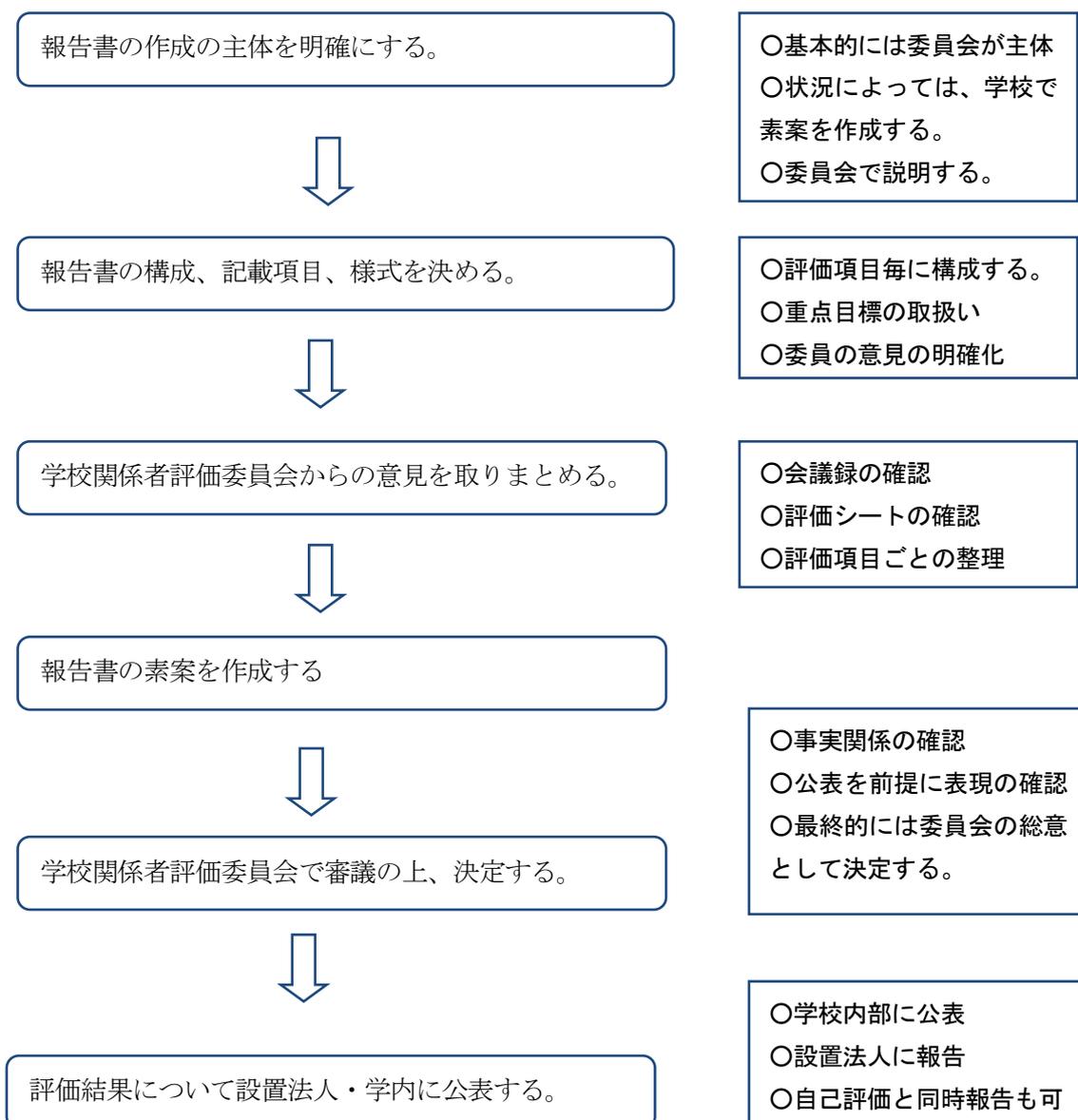
重点目標① ○○○○○○○○○について
学校の計画
取組状況（学校の説明内容）
評価委員メモ
意見欄

評価基準 2 学校運営
評価項目（中項目・略） 2-2 運営方針 2-3 事業計画 2-4 運営組織
評価委員メモ
意見欄

## (2) 評価報告書の作成

評価報告書は、学校関係者評価委員会が作成し、学校に報告・提出するのが本来の趣旨ですが、委員会の負担や作成する組織、時間等を考慮すると、現実的には、審議状況や委員が記入した「評価シート」などを基に学校が素案を作成して、委員会の審議を経て決定することになります。

### 【報告書作成のステップ】



## 5 学校関係者評価結果の公表

学校関係者評価結果も含めた学校評価結果の公表は、学校の特色をアピールするための機会として重要です。特に、自己評価結果と併せて学校関係者評価結果を公表することは意義があります。自己評価結果のみの公表に比べ外部評価委員による評価は、客観性・透明性に優れています。

また、評価結果ばかりでなく、学校側の取組の具体的な方策を併せて公表することで、改善に取組む姿勢が明確になり、学校として好印象を与えます。

自己評価結果は公表が法令で義務付けられていますが、これまで具体的な方法まで示されてはいませんでしたから、閲覧という形式で公表していた学校も多くありました。

平成25年3月に策定されたガイドラインでは、公表方法について、ホームページなどを活用して広く社会全般に公表することを求めています。

「職業実践専門課程」の認定要件としても、ホームページの開設がなされていない学校は別として、ホームページや刊行物による公表を求めています。公表の際には、読んで誤解を生じることがないように表現や言葉の使い方に十分配慮する必要があります。



### POINT

#### 【評価結果公表のポイント】

- ①学校関係者評価結果の公表で、誤解を防ぐためにも、また、改善への積極的な姿勢をアピールするためにも、指摘された課題に対する、学校側の改善方策などを具体的に示す必要がある。
- ②学校評価結果の公表に併せて、各種データやアンケート調査結果などを公表することは、評価を裏付けるためにも効果的ですが、公表を目的にしている調査などもあり、取扱には留意が必要。
- ③公表の内容は、大きく分けて、「評価結果とその背景」、「今後の取組」、「課題の解決、改善結果の報告」とがある。
- ④公表方法  
より多くの対象に向けて公表するためにはホームページを活用する方法があるが、教育活動についてなど項目を絞り込んで保護者会などで公表し理解を得るということも重要。
- ⑤公表にあたっては、詳細に報告することも必要であるが、読み手の立場からすると必ずしも効果的とは言えない。分かりやすく簡潔に表現することが肝要。
- ⑥個人情報や特定の教職員に対する評価、特定の個人を類推する表現内容には十分注意が必要。
- ⑦公表内容は十分検討し、複数の目で確認することが必要。また、念のため評価委員にも最終チェックを依頼する。
- ⑧公表後の問合せに対して、責任を持って回答する部署を決め、明記することが必要。
- ⑨学校評価は毎年度、実施することが原則。毎年度実施した内容を更新し、改善経過を明らかにする必要がある。
- ⑩評価委員の氏名、役職を公表する場合は必ず本人の承諾が必要。「職業実践専門課程」の認定では、評価委員の名簿の公表も要件になっている。

## 6 評価結果の活用

学校評価の目的は、学校運営、教育活動の改善です。学校関係者評価は、自己評価結果の客観性・透明性を確保することが目標であり、専攻分野に関する委員を選任することで、専門的な観点からの的確な意見が期待できます。

評価結果、提言、助言に対して学校が適切に対応することが重要です。評価結果を真摯に受け止め、改善への方策を策定して確実に、取組んでいかなければなりません。

### POINT

#### 【評価結果活用のポイント】

- ①まず、評価結果は、学内に周知徹底を図る必要がある。自己評価をはじめ学校評価の実施については、組織的な対応が欠かせない。評価結果を受けて改善方策の策定や計画化を行うためには、組織的に対応する必要があるからである。学内における自己評価組織に、評価結果の活用、改善方策についての役割も付与してトータルで取組むことが重要。
- ②評価結果、指摘事項等への対応は、内容を十分、分析して、取組む時期、職務分掌との整合性、緊急性など考慮して決める。分析は、管理者層により行う場合、それぞれの職務分掌毎に行う場合がある。管理者層が行う場合では、課題を提起し、全体で共有しながら改善方策を議論する必要がある。職務分掌毎に分析及び改善策の検討をする場合は、効率的で、また、教職員の参画意識も醸成することができるが、前提として職務分掌、責任、権限を明確にして行わなければならない。
- ③中間評価を実施する場合は、すぐ着手できる課題については即時に対応する。
- ④評価結果に対して学校が対応することが基本だが、設置者として法人の対応が求められることもある。専修学校では法人と学校が一体的に運営されている例が多くあるが、学校の改善への支援、複数の学校を設置している法人では共通する内容への対応など法人として支援方策を立てることも必要になる。

## 7 学校関係者評価の継続

学校関係者評価は、自己評価とともに毎年度継続して実施することで、改善のサイクルが運用できます。継続して実施するためには、評価活動についても振り返りが必要となります。

### POINT

#### 【継続のポイント】

- ①学校の教育活動に応じて評価計画・スケジュールを見直して形骸化を防ぐ。
- ②前年度との比較、経年変化など継続する意義を評価活動に反映させる。
- ③学校評価を有効に機能させるため、職務分掌として位置付け、進行管理や継続性、専門性を確保する。定期的に分担替えして学校評価に精通した人材を養成する。
- ④評価委員は、重点目標などを考慮して的確な人材を選任する。
- ⑤外部評価や批判を恐れず、個人で対応せず、組織で前向きに取り組む。

## 8 学校関係者評価の事例紹介

### 【ハリウッドビューティ専門学校】

#### 委員構成

選任区分	所 属 等
学識経験者	大学認証評価機関特任教授
企業関係者	関連企業の代表者
業界団体関係者	関連業界代表者
高等学校関係者	都立高等学校校長 OB
地域関係者	近隣小学校 PTA 関係者

#### 第1回委員会：平成25年11月19日（火曜日）10時開催

- 1 委員長選任
- 2 自己評価結果・重点項目について説明、審議
- 3 評価結果の取りまとめについて審議
- 4 今後のスケジュール、次回日程等決定

#### 第2回委員会：平成25年12月11日（水曜日）10時開催

- 1 学校関係者評価報告書案の審議
- 2 改善点、向上が望まれる点についての審議
- 3 学校の今後の取組みについて意見交換
- 4 今後のスケジュール、次回日程等決定

#### 第3回委員会：平成26年1月29日（水曜日）

#### 10時30分開催

- 1 学校関係者評価結果の活用について審議
- 2 学校の取組みについて説明
- 3 活用状況について文書で取りまとめを決定
- 4 国際化に向け、「諸外国の職業教育の及び資格枠組の動向」について意見交換



【早稲田速記医療福祉専門学校】

委員構成

選任区分	所 属 等
高等学校関係者	都立高等学校校長 OB
企業関係者	関連企業の代表者
企業関係者	関連企業の代表者
卒業生	卒業生【評議員】
保護者	在籍学生保護者

1 回委員会：平成 25 年 11 月 3 日（日曜日） 10 時開催

- 1 委員長選任
- 2 自己評価結果・重点項目について説明、審議
- 3 今後のスケジュール、次回日程等決定

第 2 回委員会：平成 25 年 11 月 17 日（日曜日） 10 時開催

- 1 報告書案について審議・決定
- 2 次回日程及び審議内容決定

第 3 回委員会：平成 25 年 12 月 22 日（日曜日） 10 時開催

- 1 学校関係者評価報告書に基づく改善取組の方向性
- 2 各学科長との意見交換
- 3 次年度の予定



## V 学校関係者評価と第三者評価

学校関係者評価と第三者評価はともに外部の委員による評価であり、相違点がわかりにくいという指摘があります。この二つの違いは、評価者と評価項目(評価基準)を学校が決めるのか、評価機関(第三者評価を実施する組織・機関)が決めるのかという点にあります。

学校関係者評価は、評価者を学校が選任し、評価項目、評価基準も学校が決めます。

一方、第三者評価は、学校が第三者の評価機関に評価の受審を申込み、評価機関が定めた評価項目により自己評価を実施し、評価機関に評価結果及び資料を提出し、評価機関が選任した評価者により、評価機関の基準により評価を行うものです。

学校評価は、自己評価を基本として、学校関係者評価、第三者評価を実施することにより、客観的で公正な評価結果を得ることができ、評価結果を学校運営、教育活動の改善に有効に生かしていくことができます。

平成25年8月30日に施行された職業実践専門課程の認定制度化により、専門課程を設置している学校において、学校関係者評価と教育活動等の積極的な情報提供に取り組んでいることは、各学校のホームページの掲載内容から確認できます。このことにより、自己評価はもとより学校関係者評価が一段と促進され、専修学校の学校評価の今後の方向性として、第三者評価が視野に入ってきています。



### POINT

#### 第三者評価と学校関係者評価の相違点？

##### 【学校関係者評価委員会は「学校応援団」・サポーターである】

□学校関係者評価は評価項目・評価基準・評価者を**学校が選んで**開催する

□第三者評価はそれらすべてを**評価機関が選んで**実施する

□学校関係者評価は保護者等から率直な意見、きめ細かな意見が期待される半面、事実関係の確認など、客観性・公正性に欠ける面がある

⇒企業関係者等委員からの教育内容等への意見が期待されている

□第三者評価は、評価部会が事実関係について資料・ヒアリング等で確認できるなど客観性・公平性では優れているが、あくまでも学校を機関として捉え、評価基準に従い総合的な評価を行っている ⇒分野別評価などの必要性が指摘されている

## VI 職業実践専門課程の認定制度と学校評価

学校関係者評価は、学校が、自己評価結果に基づき、自ら選任した卒業生・企業等関係者など外部委員により実施する学校評価の一つです。学校関係者評価の法令上の取扱いは、努力義務となっていますが、平成 25 年 8 月 30 日施行された「職業実践専門課程」の認定制度において学校関係者評価の実施と結果公表が認定要件となりました。このことから、職業実践専門課程として設置学科の認定を受けようとする学校は、自己評価結果に基づいて学校関係者評価委員会を設置し、当該学科の専攻分野の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていることも要件となっています。そして、学校関係者評価を実施し結果を公表し、企業関係者等委員からの助言等について教育活動等への具体的な活用が求められています。

文部科学省が職業実践専門課程の認定要件としているのは以下のとおりです。この規程では、自己評価については、実施と公表が既に法令で義務付けられていることから、当然のこととして、努力義務である学校関係者評価の実施と結果公表を認定要件としています。

### 【専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程】

- 第 2 条 6 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価（注：学校関係者評価）を行い、その結果を公表していること
- 7 前号の評価を行うに当たっては、当該専門学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること

平成 25 年 8 月 30 日 文部科学省告示第 133 号

### 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項(抜粋)

#### 3 職業実践専門課程の要件

(6) 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること

(7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成 25 年 3 月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他学校運営の状況について学校自らが行う自己評価はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う学校関係者評価の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の要件を全て満たしていること。

- ①学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置していること。
- ②「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っていること。
- ③学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。

平成25年8月30日 文部科学省 生涯学習政策局

POINT

【職業実践専門課程推薦の要件ポイント】

前提となる要件

- ①関連する企業等の役員または職員、その他必要な委員により学校関係者評価委員会を設置していること
- ②ガイドラインに掲げられた評価項目についての評価を実施していること
- ③評価結果について、学校ホームページ・刊行物などに掲載して、広く社会に公表していること

具体的な要件

区分	必要な要件・書類等
委員選任区分	当該学科の専攻分野に関連する企業等の委員を必ず選任すること ※2学科ならば2名
委員依頼	委員本人の同意書・属する企業、団体からの承諾書をとること ※公表が前提であることから、職氏名の公表の同意も得ておくこと
評価の範囲	評価は学校全体の評価を行うが、当該学科に関する評価について改善意見等を求めるなど具体的な評価が必要
ガイドラインへの対応	評価項目は学校が決めることだが、結論として、ガイドラインに示された評価項目全項目で評価を行うことが必要
評価結果の公表	原則、ホームページにおいて既に公表していること ※公表部分の写しの提出が求められる
評価結果の活用	企業等から参画した委員の意見について、当該学科の教育活動、学校運営の改善等にどのように活用しているか示すことが必要 ※活用内容は、学校として意思決定していることが必要

## VII 積極的な情報提供

### 1 情報提供の内容

「教育活動その他の学校運営の状況に関する情報」の積極的な提供は、法令で義務付けられています。ただ、どのような項目についての情報を提供するのかということが具体的に規定されていないことから、各校での取扱いは一様ではありませんでした。

大学では既に項目の法的な定めもあり、情報の一元化などが進んでいます。一方、財務諸表等の公開は、私立学校法で学校法人として義務づけられています。但し、規定では、利害関係人の請求に応じてということ限定的な適用になっています。専修学校の高等課程においては「私立高等学校等修学支援金制度」の対象になったことを契機として、平成23年（2011）3月、「情報提供等への取組に関するガイドライン」が策定されました。

今回のガイドラインで専門課程においても提供する項目例も含めガイドラインが示されたことにより、学校評価結果だけでなく、法令の義務として、教育活動等に関する情報などについて積極的な提供が求められていることを示しています。

但し、「自己評価、学校関係者評価結果の公表」とここでいう教育活動等の基本情報の提供とは異なることであることに留意が必要です。

情報提供の必要性と期待される効果として、①公的な教育機関として、生徒・学生・保護者等に対して、教育活動等の情報提供により説明責任を果たすことが求められている。②教育情報を積極的に提供することによって専修学校教育の特色をアピールすることや質の向上を図ることができる。③学校の教育活動の課題も示すことにより、関係業界等からの理解や支援を得ることができる機会と捉えることができます。

#### 【提供する情報の項目例】

- ①学校の概要・目標・計画
- ②各学科の教育内容（入学者数、収容定員、在校生数、教育課程時間割、授業計画  
進級・卒業の要件、目標とする資格・検定と実績、卒業生数など）
- ③教職員に関すること（教職員数、組織、専門性など）
- ④キャリア教育・実践的な職業教育（実習、インターンシップなど）
- ⑤教育活動・教育環境（学校行事への取組み、課外活動など）
- ⑥学生の生活支援（学生生活支援への取組など）
- ⑦学生納付金、就学支援（学納金の取扱い、奨学金など）
- ⑧学校の財務（財務諸表など）
- ⑨学校評価
- ⑩国際連携の状況（留学生の受入れ、外国の学校との交流など）
- ⑪その他（学則、厚生施設など）

## 2 情報提供の方法

情報提供の具体的な方法としてガイドラインでは、具体的な方法として、次の3点を示しています。

- ①学校要覧、入学案内、説明会資料、広報誌への掲載などを通して日常的に行う必要がある。
- ②広く社会に向けて提供すべき情報は、ホームページに掲載するなど、容易にアクセスできることが可能な方法により公表を行うことが求められている。
- ③情報提供に行うに当たっては、情報の収集・整理等について組織として統一的な方針を示すことや情報設備の活用や整備を図ることが望ましい。

また、情報については定期的にチェックを行い適切に更新して、最新の情報提供に努めることが重要であるとしています。

また、ガイドラインでは、情報提供の方法として、ホームページなどが加わることで不特定多数への情報提供については次のように留意すべき点もあることを注意喚起しています。

- ①特定の個人を識別できるデータを公表・提供する場合には、本人同意が必要であること。
- ②資格試験の実績などの情報提供にあたっては算定方法の根拠を示す必要があること。
- ③不正確な情報による風評被害を避けるためにも正確な情報を適時、適切に提供する必要があること。

個人情報、教育情報等学校が保有する情報の管理について、学内ルールを改めて確認する必要があります。規定の整備、文書等の保管期限、役割分担、チェック体制などを含めて、適切な管理ができるような体制づくりが重要です。

さらに、説明会などでは双方で確認できる点があり、誤解を招くことが少ないものの、説明の仕方や言葉の表現についても慎重な対応が求められています。

### POINT

#### 【職業実践専門課程推薦と積極的な情報提供】

学校評価のガイドラインに加えて「情報提供等への取組に関するガイドライン」も示されました。このことは重要な意味を持っています。自己評価と同じように「積極的な情報提供」は法令で義務化されていますが、これまで具体的なガイドラインが示されていませんでした。学校関係者評価のところで職業実践専門課程の要件について触れましたが、情報提供も推薦の要件の一つになっています。推薦を受けようとする学校は、示された情報提供のガイドラインに沿って原則として学校ホームページに必要な情報を掲載することが求められています。ホームページへの掲載は上記で述べたように容易にアクセスできることが重要です。



## 資料編目次

I	学校評価ガイドラインの附属資料から	40
1	附属資料 1「専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」	
2	附属資料 2「高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」	
3	附属資料 4「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」	
4	附属資料 5「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」	
II	各種様式例	58
1	学校関係者評価【委員の所属に就任を依頼する場合の文書例】	
2	学校関係者評価【本人宛依頼文書例】	
3	学校関係者評価【企業・団体へ委員の推薦を依頼する場合の文書例】	
4	学校関係者評価【企業・団体からの推薦書例】	
5	学校関係者評価【本人からの就任承諾書例】	
6	学校関係者評価【委員会業務の説明資料例】	
7	学校関係者評価【委員会開催案内文書例】	
8	学校関係者評価【委員会会議録例】	
9	学校関係者評価【評価報告書例】	
III	規程例	71
1	学校評価【学則規定例】	
2	学校評価【学校評価規程例】	
3	学校評価【評価委員守秘義務規程例】	
IV	専修学校における学校評価に関する根拠規定	76
1	学校教育法・学校教育法施行規則	
2	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について	
3	「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する 実施要項	

[専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例]

○ 各学校や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、高等教育機関である専門学校の特色を踏まえ、便宜的に分類した学校運営に関する事業ごとに例示する。

○ 各学校においては、P19「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」のように、各学校の教育目標・重点目標や取り組むことが必要な計画を示した上で、目標達成に必要な評価項目・指標等を設定して評価を行うものとする。

○ なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組むのではなく、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。(以下省略)

#### 教育理念・目的・人材育成像

- ・学校の理念・目的・育成人材像は定められているか  
(専門分野の特性が明確になっているか)
- ・学校における職業教育の特色は何か
- ・社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
- ・学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・関係業界・保護者等に周知がなされているか
- ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか 等

#### 学校運営

- ・目的等に沿った運営方針が策定されているか
- ・運営方針に沿った事業計画が策定されているか
- ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか
- ・人事、給与に関する規程等は整備されているか
- ・教務・財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか
- ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか
- ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか
- ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか 等

## 教育活動

### (目標の設定等)

- ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか
- ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか

### (教育方法・評価等)

- ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか
- ・関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- ・関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか
- ・授業評価の実施・評価体制はあるか
- ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか

### (資格試験)

- ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか

### (教職員)

- ・人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
- ・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含め）の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか
- ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか
- ・職員の能力開発のための研修等が行われているか 等

## 学修成果

- ・就職率の向上が図られているか
- ・資格取得率の向上が図られているか
- ・退学率の低減が図られているか
- ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
- ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか等

## 学生支援

- ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
- ・学生相談に関する体制は整備されているか
- ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか
- ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか
- ・課外活動に対する支援体制は整備されているか
- ・学生の生活環境への支援は行われているか
- ・保護者と適切に連携しているか
- ・卒業生への支援体制はあるか
- ・社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか
- ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
- ・関連分野における業界との連携による卒後の再教育プログラム等を行っているか等

## 教育環境

- ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
- ・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか
- ・防災に対する体制は整備されているか 等

## 学生の受入れ募集

- ・高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組を行っているか
- ・学生募集活動は、適正に行われているか
- ・学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか
- ・学生納付金は妥当なものとなっているか 等

## 財務

- ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
- ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
- ・財務について会計監査が適正に行われているか
- ・財務情報公開の体制整備はできているか 等

## 法令等の遵守

- ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
- ・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか
- ・自己評価結果を公開しているか 等

#### 社会貢献・地域貢献

- ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか
- ・地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか 等

#### 国際交流（必要に応じて）

- ・留学生の受入れ・派遣について戦略を持って国際交流を行っているか
- ・受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか
- ・留学生の学習・生活指導等について学内の適切な体制が整備されているか
- ・学習成果が国内外で評価される取組を行っているか 等

〔高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕

○ 「専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」を参考としつつ、後期中等教育機関として実践的な職業教育・専門技術教育に加え、不登校・中途退学経験者など困難な課題のある生徒の自立支援等にも積極的に対応している高等専修学校の特色を踏まえ、便宜的に分類した学校運営に関する事業ごとに例示する。

○ 各学校においては、P19「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」のように、学校の教育目標・重点目標や取り組むことが必要な計画を示した上で、目標達成に必要な評価項目・指標等を設定して評価を行うものとする。

○ なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組むのではなく、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。(以下省略)

#### 教育理念・目的・人材育成像

- ・学校の理念・目的・育成人材像は定められているか  
(専門分野の特性が明確になっているか)
- ・学校における職業教育その他の教育指導の特色は何か
- ・社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
- ・学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・関係業界・保護者等に周知がなされているか
- ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか 等

#### 学校運営

- ・目的等に沿った運営方針が策定されているか
- ・運営方針に沿った事業計画が策定されているか
- ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか
- ・人事、給与に関する規程等は整備されているか
- ・教務・財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか
- ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか
- ・教育活動等に関する情報公開が適切になされているか
- ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか 等

## 教育活動

(目標の設定等)

- ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか
- ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか

(教育方法・評価等)

- ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか
- ・関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- ・関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか
- ・授業評価の実施・評価体制はあるか
- ・職業教育等に対する外部関係者からの評価を取り入れているか
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか

(資格試験)

- ・資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか

(教職員)

- ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
- ・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含め）を確保するなどマネジメントが行われているか
- ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか
- ・職員の能力開発のための研修等が行われているか 等

## 生徒指導等

- ・基本的な生活習慣の確立のための取組が行われているか
- ・生徒の安全管理のための取組等（災害共済保険、スクールカウンセラー、発達障がいのある生徒等への支援など）が行われているか
- ・生徒・保護者からの相談体制が整備されているか
- ・進学・就職指導にかかる支援体制は組まれているか 等

## 特別活動等

- ・クラブ活動等特別活動を奨励、支援しているか
- ・保護者会等との活動を推進しているか 等

## 学修成果

- ・就職率の向上が図られているか
- ・資格取得率の向上が図られているか
- ・退学率の低減が図られているか
- ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
- ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか 等

## 生徒支援

- ・生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか
- ・生徒の健康管理を担う組織体制はあるか
- ・課外活動に対する支援体制は整備されているか
- ・生徒の生活環境への支援は行われているか
- ・保護者と適切に連携しているか
- ・卒業生への支援体制はあるか
- ・関連分野における業界との連携による卒後の再教育プログラム等が行われているか
- ・社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか
- ・専門学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか 等

## 教育環境

- ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
- ・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか
- ・防災に対する体制は整備されているか 等

## 生徒の受入れ募集

- ・中学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか
- ・生徒募集活動は、適正に行われているか
- ・生徒募集活動において、資格取得・進学又は就職状況等の情報は正確に伝えられているか 等

## 財務

- ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
- ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
- ・財務について会計監査が適正に行われているか
- ・財務情報公開の体制整備はできているか 等

#### 法令等の遵守

- ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
- ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか
- ・自己評価結果を公開しているか 等

#### 社会貢献・地域貢献

- ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- ・生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか
- ・地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか 等

高等専修学校における情報提供等への取組に関する  
ガイドライン

1. 趣旨

- 専修学校は、学校教育法に基づき、当該専修学校に関する関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。
- とりわけ、専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、不登校・中途退学経験者など困難な課題のある生徒の自立支援等にも積極的に対応しており、中学校卒業後の生徒に多様な教育の選択肢を与え、我が国後期中等教育における重要な役割を果たしている。このような高等専修学校の役割に対する正しい理解を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。
- 同時に、高等専修学校は、その生徒が高等学校等就学支援金の支給対象となるなど、高等学校等と共に並ぶ後期中等教育機関として、これからの社会を担う人材の育成を託されており、その教育の質の確保・向上に努めるとともに、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。
- 以上を踏まえ、高等専修学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実に資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

2. 情報提供等への取組に当たっての視点（期待される効果等）

- 高等専修学校が、様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、それら関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等にわかりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。
- 情報の積極的提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。高等専修学校においては、これらの視点を踏まえながら、各学校の実情に応じた取組の充実に図っていくことが求められる。

【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、生徒やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方策等に関し、教職員・生徒間、学校・家庭間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。

- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、中学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、インターンシップ、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域住民に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専修学校の活動等に対する住民の理解が深まり、学校運営に当たっての地域の支援等も得やすくなる。
- ⑤ 高等専修学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、高等専修学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。

### 3. 情報提供の内容・方法等

○ 情報の積極的提供等に当たっては、生徒や保護者、企業等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各高等専修学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

#### (1) 提供する情報の項目例

○ 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようなものが考えられる。これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、家庭・地域や社会との信頼関係を強めることにつながる。

- |   |
|---|
| <p>① 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 校長名、所在地、連絡先等</li> <li>● 学校の沿革・歴史</li> <li>● 学校の特色</li> </ul> <p>【例】・教育活動・カリキュラム、教職員等<br/>・施設・設備、学習環境</p> <p>② 目標及び計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の教育目標、経営方針</li> <li>● 教育指導計画</li> <li>● その他の諸活動に関する計画</li> </ul> <p>【例】・学校安全計画、学校保健計画</p> |
|---|

③ 各学科（コース）等の教育

※各学科(コース)ごとに

- 定員数、入学者数、在學生徒数
- カリキュラム（科目配当表(科目編成・授業時数)、時間割、使用する教材等)
- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）
- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業生数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

④ 生徒指導・生活指導

- 生徒・生活指導の方針・基準
- 生徒・生活指導への取組状況

【例】・生徒・生活指導上の諸問題（中途退学、不登校など）の状況及びそれに対する学校の対処や指導の状況

・心のケアの体制整備等に関する状況

⑤ キャリア教育等

- キャリア教育への取組状況
- 就職支援等への取組状況

⑥ 様々な教育活動

- 学校行事への取組状況
- 部活動、放課後活動、生徒会活動等の状況
- 家庭・地域・企業等との連携による取組、他の学校との連携による取組等の状況

⑦ 教職員

- 教職員数（職名別）
- 教職員の組織・活動

【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等

・教職員の研修・研究活動

⑧ 入学者選抜、生徒納付金・就学支援

- 入学者選抜の方針・方法（入学者の受入方針、選抜の方法等）
- 生徒納付金の取扱い（金額、納入時期等）
- 活用できる就学支援措置の内容等（高等学校等就学支援金、授業料減免措置、奨学金等の案内等）

⑨ 学校の財務

【例】・貸借対照表、収支計算書など

⑩ 学校評価

● 自己評価・学校関係者評価の結果

※ 学校教育法施行規則第66条（自己評価の結果の公表義務）・第67条（学校関係者評価の

評価結果の公表努力義務）に基づく公表

● 評価結果を踏まえた改善方策

⑪ その他

● 学則

● 学校運営の状況に関するその他の情報

【例】・厚生施設の案内

(2) 情報提供の方法等

○ 家庭や地域、企業等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、学校・学年・学級だより、パンフレット等の作成・配布、保護者会や地域向け説明会等における説明、地域の掲示板や広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。

○ 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

○ 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。

また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

(3) 留意事項

○ 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。特定の個人を識別できるデータを第三者に公表・提供する場合には、本人の同意が必要であること。

○ 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。

○ 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン

1. 趣旨

○ 専修学校は、学校教育法に基づき、生徒、保護者、業界関係者など当該専修学校に関する関係者の理解を深め、これらの者と連携・協力するとともに、同法その他関係法令で定められた目的を実現するための公的な教育機関として、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。

○ とりわけ、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、社会人の継続教育など社会的要請への対応にも積極的に対応し、多様な実践的職業教育の機会を提供するなど、我が国の高等教育機関として重要な役割を果たしている。

このような専門学校の役割に対する社会的な理解・評価を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。

○ 同時に、専門学校は、自治体からの財政援助、税制優遇措置、及び在籍する学生が日本学生支援機構の奨学金等の支給対象となるなど、大学等と共に並ぶ高等教育機関として、これからの社会を担う人材の育成を託されており、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。

○ その際、学校評価の結果も含め、専門学校に関する情報がわかりやすく示され、各学校の教育活動の状況や課題など、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、関係業界等との連携・協力による専門学校の教育活動改善や、社会全体の信頼を得ていく上で重要である。

○ さらに、専門学校の基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、専門学校の教育の質の確保・向上を図ることが重要である。

特に、自校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技術・技能を修得することができるか、また、質の高い教育プログラムを提供するため、学校としてどのような工夫・改善に取り組んだか等について、具体的な教育情報を分かりやすく公表し、専門学校の特色ある教育活動を積極的に発信することが求められる。

○ 以上を踏まえ、専門学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実に資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

## 2. 情報提供等への取組に当たっての視点（期待される効果等）

○ 専門学校が様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、それらの関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等に分かりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。

○ 専門学校における積極的な情報提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。専門学校においては、これらの視点を踏まえながら、大学等で課せられた人材養成に関する目的や、成績評価基準等の明示も含め、各学校の実情に応じた取組の充実を図っていくことが求められる。

### 【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、学生やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方策等に関し、教職員・学生間、学校・保護者間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。
- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、高等学校や高等専修学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、学校内外の実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 専門学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専門学校の活動等に対する関係業界、所轄庁、地域住民、学生、保護者等の理解が深まり、学校運営に当たっての支援等も得やすくなる。
- ⑤ 専門学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、専門学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。
- ⑥ 国際的な教育活動に特色を発揮する専門学校については、当該学校の教育活動、教職員・学生間交流において修得可能な知識・技術・技能などの教育プログラム等に関する情報や、留学生の受け入れ・派遣支援に関する情報等を海外に向けて積極的に公表することで、外国の学校と組織的・継続的な教育連携の促進につながる。

### 3. 情報提供の内容・方法等

○ 情報の積極的提供等に当たっては、学生や保護者、関係業界等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各専門学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

#### (1) 提供する情報の項目例

○ 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようなものが考えられる。

これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、関係業界、所轄庁、学生、保護者、地域社会との信頼関係を強めることにつながる。

##### ① 学校の概要、目標及び計画

- 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色
- 校長名、所在地、連絡先等
- 学校の沿革、歴史
- その他の諸活動に関する計画

【例】学校安全（防災 等）・保健対策

##### ② 各学科（コース）等の教育

※学科（コース）ごとに、教育上の基本組織、入学者、卒業、成績評価の基準等を明示

- 入学者に関する受け入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数

※社会人入学、編入学を実施している場合には、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意。

※社会人の継続教育（在職者訓練、離職者訓練等の公共職業訓練、企業からの受託など）を実施している場合に

は、当該プログラムの概要、受け入れ数等を明らかにすることに留意。

- カリキュラム（科目配当表(科目編成・授業時数)、時間割、使用する教材など授業方法及び内容、年間の授業計画)

※教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

※必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要授業時数・必要単位数を明らかにし、取得可能な称号（学科ごとに付記する分野の名称とあわせて示す。）、履修証明、単位認定等に関する情報を明らかにすることに留意すること。

- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業者数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

### ③ 教職員

#### ●教職員数（職名別）

#### ●教職員の組織、教員の専門性

【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等、教職員の活動

・教員が当該教育を担当するにあたっての専門性に関する情報（職務上の実績等）

※ 効果的な教育を行うため、学校内外の関係機関との組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

※ 教員の数については、学校基本調査における学校の回答に準じて公表することが考えられる。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意。

※ 教員の業績については、当該学校の特色を踏まえた教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する確認できるという点に留意。

### ④ キャリア教育・実践的職業教育

#### ●キャリア教育への取組状況

#### ●実習・実技等の取組状況

#### ●就職支援等への取組支援

【例】・企業等との連携による具体的な取組（インターンシップ、企業提案型授業、学内外における実習・実技等）

・企業・施設、業界団体等との連携によるカリキュラムの改善

※インターンシップ等については、授業（科目、時間数、単位数）における位置づけ、単位化等を明らかにすることに留意。

### ⑤ 様々な教育活動・教育環境

#### ●学校行事への取組状況

#### ●課外活動（部活動、サークル活動、ボランティア活動等）

### ⑥ 学生の生活支援

#### ●学生支援への取組状況

【例】・学生支援の組織、生活上の諸問題（中途退学、心身の健康）の状況及びそれに対する学校の対処や指導の状況

・留学生支援や障がい者支援も含め学校が取り組む様々な学生支援

### ⑦ 学生納付金・就学支援

#### ●学生納付金の取り扱い（金額、納入時期等）

#### ●活用できる経済的支援措置の内容等（奨学金、授業料減免等の案内等）

※授業料のほか、入学科・実習費・施設費、教材購入費、寮等の宿舍に関する費用など学生が負担する費目・金額の費用に関するできるだけ明らかにすることに留意。

⑧ 学校の財務

【例】・事業報告書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書 など

⑨ 学校評価

- 自己評価・学校関係者評価の結果
- 評価結果を踏まえた改善方策

⑩ 国際連携の状況

※国際交流を行っている場合

- 留学生の受け入れ・派遣状況

【例】・入学手続に関する項目：入学要件及び卒業資格要件、渡日前入学や独自の現地入試、日本留学試験の利用状況等

・入学後の生活に関する項目：宿舎、日本語指導、カウンセリング、経済的支援等

・卒業後の進路に関する項目：就職・進学等の状況、海外におけるインターンシップを含む企業との連携状況、卒業後のネットワーク形成状況等

- 外国の学校等との交流状況

【例】教員・学生間交流や単位互換等に関する実績

⑪ その他

- 学則
- 学校運営の状況に関するその他の情報

【例】厚生施設の案内

(2) 情報提供の方法等

○ 学生・生徒、保護者や、関係業界、地域等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、高等学校・高等専修学校、関係業界向け説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。

○ 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

○ 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。

また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

### (3) 留意事項

- 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。特定の個人を識別できるデータを第三者に公表・提供する場合には、原則として本人の同意が必要であること。
- 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって当該専門学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。

様式 1 学校関係者評価【委員の所属に就任を依頼する場合の文書例】

25〇〇〇第〇号

平成25年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇専門学校

校長 〇〇〇〇

学校関係者評価の実施における「学校関係者評価委員会」

委員の委嘱について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動等につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校は、自己評価に基づく「学校関係者評価」を実施することといたしました。

つきましては、ご多用中恐縮ですが貴団体から下記の方を「学校関係者評価委員会」委員としてご就任願いたく、特段のご配慮を願い申し上げます。

記

- 1 委嘱者名 〇〇部 部長 〇〇〇〇氏
- 2 委嘱の職 「学校関係者評価委員会」委員
- 3 委嘱期間 委嘱の日から平成27年3月31日まで
- 4 事業内容 別紙事業計画書のとおり
- 5 報酬等 報酬 〇〇〇〇円  
交通費 実費で支給いたします。
- 5 その他 評価結果の公表等において、貴団体名 ご氏名、所属役職名をホームページ等に掲載いたしますので予めご了承ください。

【問合せ先】

様式2 学校関係者評価 【本人宛依頼文書例】

25〇〇〇第〇号  
平成25年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇

取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇専門学校  
校長 〇〇〇〇

学校関係者評価の実施における「学校関係者評価委員会」  
委員の委嘱について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動等につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校は、自己評価に基づく「学校関係者評価」を実施することといたしました。つきましては、ご多用中恐縮ですが「学校関係者評価委員会」委員としてご就任くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 委嘱の職 学校関係者評価委員会委員
- 2 事業内容 別紙事業計画書のとおり
- 3 委員任期 委嘱の日から平成27年3月31日まで
- 4 報酬等 報酬 〇〇〇〇円  
交通費 実費でお支払いいたします。
- 5 その他 評価結果の公表等において、ご氏名、所属役職名をホームページ等に掲載いたしますので予めご了承ください。

【問合せ先】

様式3 学校関係者評価 【企業・団体等へ委員の推薦を依頼する場合の文書例】

25〇〇〇第〇号  
平成25年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇専門学校  
校長 〇〇〇〇

学校関係者評価の実施における「学校関係者評価委員会」  
委員の推薦について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動等につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校は、自己評価に基づく「学校関係者評価」を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり貴社（団体）所属社（職）員を委員として推薦いただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦人員 1名
- 2 委員資格 貴社（団体）技術系職種の社（職）員
- 3 委員任期 委嘱の日から平成27年3月31日まで
- 4 報酬等 報酬は、〇〇〇〇円  
費用弁償については、交通費を実費弁償します。
- 5 事務手続 別紙「推薦書」を下記まで送付願います。
- 6 その他 評価結果の公表等において、ご氏名、所属役職名をホームページ等に掲載いたしますので予めご了承ください。
- 7 添付資料 ① 学校関係者評価実施概要  
② 本校学校案内

【問合せ先】

様式4 学校関係者評価 【企業・団体からの推薦書例】

平成 年 月 日

○ ○専門学校  
校 長 ○ ○ ○ ○ 殿

団体名

代表者等職氏名

推 薦 書

平成25年○月○日付け25○○○第○号により依頼のあった貴校における学校関係者評価委員について、下記の者を推薦いたします。

記

- 1 氏 名
- 2 現 職
- 3 その他 職氏名の公表について了承いたします。

以上

様式 5 学校関係者評価 【本人からの就任承諾書例】

平成 年 月 日

〇〇〇専門学校  
校長 〇 〇 〇 〇様

団体名

職氏名

就 任 承 諾 書

平成25年〇月〇日付け25〇〇〇第〇号により依頼のあった貴校における学校関係者評価委員会委員について、下記のとおり就任を承諾いたします。

記

- 1 任 期 委嘱の日から平成27年3月31日まで
- 2 報 酬 等 報酬は、〇〇〇円  
費用弁償については、交通費を実費弁償とする。
- 3 その他 職氏名の公表について了承いたします。

以上

様式6 学校関係者評価 【委員会業務の説明資料例】

評価委員・評価委員会業務の概要説明資料

1 学校関係者評価委員会の役割

学校が提出した自己評価報告書、参照資料、訪問調査・意見交換の実施に基づき評価を行い、評価書原案を作成し、学校に提出する。

2 委員会構成員（〇名）

関連業界等関係者（評価対象校の教育に関連する分野の有識者から〇名）

卒業生（〇名）、保護者（〇名）、高等学校関係者（〇名）

委員の中から委員長を選任する。

3 委員会の評価業務の内容

① 書面調査・確認

自己評価報告書の記述内容を参照資料等で確認し、不明な点、追加提出を求める資料、確認を要する事項などを抽出し、学校に連絡する。

② ヒアリング・意見交換

学校が指定した場所で、事前連絡に基づき、不明な点や不足資料の確認を行う。

③ 施設確認

点検項目のうち、実地に確認を要する事項について、学校を訪問し、学校関係者の案内のもとで調査・確認する。

④ 評価案の作成

①～③の調査結果に基づき、点検中項目（37項目）の評価と基準項目（10項目）に関する総合コメントを記述した学校関係者評価原案を作成し、学校に提出する。

4 実施時期及び業務量（予定）

No.	業務区分	内容	態様	時期	業務量
1	書面調査・審議	評価方針等協議	会議	〇〇年	2時間
2	ヒアリング・施設確認	意見交換・施設見学	会議 視察	〇月 ↓	2時間
3	評価作成	評価の決定	会議	〇〇年 〇月	2時間
計	*延べ実日数3日（1日当たり約2時間程度） *ヒアリング調査及び訪問調査は同日に行います。 *部会における評価は協議の上、決定する。				6時間 (2h×3回)

5 謝礼・その他

① 謝礼 1回当たり 円 旅費 円

② 事務局が書類審査や関連データのチェック、委員会の会議資料作成、評価原案の素案作成などを行い業務の円滑な推進を図ります。

様式7 学校関係者評価 【委員会開催案内文書例】

平成〇〇年〇月〇日

学校関係者評価委員

〇 〇 〇 〇 様

〇〇専門学校

校 長 〇 〇 〇 〇

学校関係者評価委員会の開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本校の教育活動につきまして、日頃よりご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。このたびは、委員の就任をご承諾いただきありがとうございます。第1回委員会を下記により開催しますので、各委員の皆様にはご多用のところとは存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

**1 開催日時**

平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）午前10時から12時まで

**2 会場**

本校会議室（案内図参照）

**3 議題**

- 1 事業計画の概要説明
- 2 自己評価結果の説明・審議

**4 送付資料その他**

別添資料を送付いたしますのでご覧願います。また、欠席の場合のみ下記までご連絡ください。

【連絡先】

様式8 学校関係者評価 【委員会会議録例】

(様式)	
会議議事録	
会議名	学校関係者委員会（第1回）
開催日時	平成25年〇月〇日（〇曜日）10:00～12:00（2h）
場所	本校 特別会議室
出席者	①委員 〇〇太郎 〇〇花子 . . . . .（計5名） ②学校 校長、事務局長、教務部長、就職センター長、相談室長 事務局 総務課長 担当職員（計3名） （参加者合計12名）
議題等	1 校長挨拶及び趣旨説明 〇〇〇〇校長 2 委員及び事務局紹介。事務局 3 学校関係者評価事業計画の説明（説明者：事務局総務課長） 事業計画の内容とスケジュール、実施予定内容について、資料に基づき説明。 4 自己評価概要説明 自己評価項目及び基準、スケジュール、これまでの課題と改善点の要約説明 5 意見交換 説明についての質疑応答、評価実施に関する進め方、今後の進め方などについて討議。 詳細は、別紙のとおり。 6 その他 次回の会議日程 〇月〇日（〇曜日）午後1時30分～ 会場は、後日連絡。 閉 会 以上

別紙

**学校関係者評価委員会（第1回） 主な討議内容**

主要な項目に沿って概要記述

様式9 学校関係者評価 【評価報告書例】

平成〇〇年 年 日

〇〇専門学校  
校長 〇〇〇〇 殿

学校関係者評価委員会  
委員長 〇〇 〇〇

## 学校関係者評価委員会報告

平成25年度学校関係者評価について、下記のとおり評価結果を報告します。

### 記

#### 1 学校関係者評価委員

- ① 〇〇〇〇 (〇〇株式会社 〇〇部長)
- ② 〇〇〇〇 (〇〇株式会社 〇〇技術長)
- ③ 〇〇〇〇 (〇〇高等学校 〇〇部長)
- ④ 〇〇〇〇 (〇〇株式会社 〇〇係長、第〇〇期卒業生)
- ⑤ 〇〇〇〇 (〇〇〇研究所 〇〇研究員)

#### 2 学校関係者評価委員会の開催状況

- 第1回委員会 平成25年 月 日 (会場 〇〇専門学校 会議室)
- 第2回委員会 平成25年 月 日 (会場 〇〇専門学校 会議室)
- 第3回委員会 平成25年 月 日 (会場 〇〇専門学校 会議室)

#### 3 学校関係者委員会報告

別紙のとおり

以上

別紙

## I 重点目標について

### 1 重点目標①について



### 2 重点目標②について



### 3 重点目標③について



## II 各評価項目について

### 1 教育理念

--

### 2 学校運営

--

### 3 教育活動

--

### 4 学修支援

--

## 5 学生支援

--

## 6 教育環境

--

## 7 学生の募集と受入れ

--

## 8 財 務

--

9 法令等の遵守

--

10 社会貢献・地域貢献

--

11 国際交流 ※学校から必要がある項目として提示された場合

--

## 規定例 1 学校評価 【学則規定例】

### 学則規定（例示）

（学校評価）

第〇〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

## 規定例 2 学校評価 【学校評価規程例】

### 〇〇専修学校学校評価実施規程

平成〇〇年〇月〇日制定

平成〇〇年〇月〇日改正

#### (目的)

第1条 この規程は、学則第〇〇条第1項に規定する自己評価及び同条第2項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

#### (自己評価委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

#### (委員の構成)

第5条 委員会は校長、〇〇長及び事務局長並びに校長が指名する委員により構成する。

- 2 委員の人数は〇〇人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(自己評価の実施)

第6条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度〇月とする。

2 自己評価は、校長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取組まなければならない。

(委員会運営)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には校長が就任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集する。

6 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価結果の活用)

第8条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第9条 校長は、自己評価結果を理事会に報告しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第10条 校長は、理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第11条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第12条 関係者委員会は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

(1) 関連業界等関係者 〇名

(2) 卒業生 〇名

(3) 教育に関し知見を有する者 〇名

(4) その他校長が必要と認める者 〇名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第13条 関係者委員会に委員長を置く。

2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に3回以上開催しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第15条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第18条 校長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

(その他)

第19条 本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

規定例3 学校評価 【評価委員守秘義務規程例】

〇〇専修学校

学校関係者評価における守秘義務に関する規程

平成〇〇年〇月〇〇日制定

第1条 〇〇専修学校が（以下「本校」という。）が実施する学校関係者評価（以下「関係者評価」という。）に従事する評価者は、関係者評価の目的及び意義を十分に理解し、本校の学校運営及び教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 学校関係者評価に従事するすべての委員会の委員(本校の教職員を含む)
- (2) 事務局業務の携わる教職員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の学校関係者評価結果が本校から公表された後における当該年度の学校関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名

第5条 評価者は、本校事務局から送付された学校関係者評価に関する資料のうち未公表の資料及び本校が指定する資料は、評価活動終了後すみやかに本校事務局に返却しなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

## 【専修学校における学校評価に関する根拠規定】

### ○学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### ○学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について、自ら評価を行いその結果を公表するものとする。(自己評価)

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。(学校関係者評価)

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、専修学校(第 189 条)、各種学校(第 190 条)にそれぞれ準用されています。

次頁の平成 19 年 11 月 8 日付けの学校教育法改正施行通知によると、平成 20 年度末までには、自己評価の実施と公表を行うこと、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であること、そして、専修学校・各種学校関係の学校評価は、各専修学校等の実情に応じた形で、学校評価に取り組むこととされました。

各都道府県知事 殿  
各都道府県教育委員会 殿  
専修学校を置く各国立大学長 殿

文部科学省生涯学習政策局長  
加茂川 幸夫(印影印刷)

学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について  
(専修学校・各種学校関係)(通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)」が平成19年10月30日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)」(以下「改正法」という。)の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるもので、当該条文は専修学校及び各種学校(以下「専修学校等」という。)においても準用しています。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、小学校等については、平成19年11月8日付文科初第849号「学校教育法に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)」にて周知を行っているところです。専修学校等については、同通知における留意事項を参考にしつつ、各専修学校等の実情に応じた形で、学校評価に取り組まれるようお願いいたします。

記

規定の概要

(1) 自己評価(第50条)

①小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第1項)。

②小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第2項)。

(2) 学校関係者評価(第50条の2)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

(3) 評価結果の設置者への報告(第50条の3)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

(4) その他(附則等)

①この省令は、改正法の施行の日から施行すること。

②(1)から(3)までの規定は、専修学校及び各種学校について準用すること。

(※別紙様式1から7まで省略)

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

平成25年8月30日

文部科学省  
生涯学習政策局

1 趣旨

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの(以下「職業実践専門課程」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とします。

3 職業実践専門課程の要件

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育が主体的に実施していることを求めるものです。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議(以下「教育課程編成委員会等」という。)を設置していること。
- ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
- ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。

(3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。)を行っていること。

(趣旨)

本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。)や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
- ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
- ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- (6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること。
- (7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置していること。
  - ② 「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っていること。
  - ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。
- (8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等)について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

#### 4 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあつては都道府県知事、公立の専修学校にあつては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあつては国立大学法人学長(以下「都道府県知事等」という。)の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めた専修学校専門課程を官報で告示します。
- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たす専修学校専門課程を別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として2月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度、11月30日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程について、名称に変更があつたときは、別紙様式5により文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、告示した専修学校専門課程について、名称に変更があつたとき、又は当該専修学校専門課程が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を官報で告示します。

別紙様式1 職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

別紙様式2 授業科目等の概要

別紙様式3-1 実習・演習等において連携する企業等一覧

別紙様式3-2 企業等と連携した実習・演習等

別紙様式4 職業実践専門課程の基本情報

別紙様式5 職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称変更について

別紙様式6 職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について

別紙様式7 職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

## 5 適用時期等

(1) 文部科学大臣が上記3の要件を満たす専修学校専門課程として認定した旨告示された日の次年度の始期以後、当該専修学校専門課程について、職業実践専門課程と称することができることとします。

(2) 卒業証書等の表記において、例えば、以下のように記載することができることとします。

(例) 職業実践専門課程(平成〇年文部科学省告示第〇号) 工業専門課程〇〇学科また、専門士、高度専門士を称する場合は、( )書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。

(例) 職業実践専門課程(平成〇年文部科学省告示第〇号) 専門士(工業専門課程)〇〇学科

(3) 専修学校専門課程は、初めて当該課程の修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。

(4) 職業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに様式4を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

## 6 留意事項

告示された職業実践専門課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手续をお取り願います。

## 7 附則

(1) この実施要項は、平成25年8月30日から施行します。

(2) 平成25年度においては、4-(3)にかかわらず、文部科学大臣の告示は、原則として平成26年3月に行うものとし、都道府県知事等は、平成26年1月10日までに文部科学大臣宛推薦するものとします。\_

平成 26 年 3 月発行（禁無断転載）

文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく

## **学校評価マニュアル**

発行 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階  
電話 03-3373-2914 FAX03-3378-9625